

令和2年第5回 飯塚市議会会議録第3号

令和2年9月9日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第8日 9月9日（水曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○副議長（坂平末雄）

これより、本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。16番 吉松信之議員に発言を許します。16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

それでは事前通告に従いまして、質問をさせていただきます。

台風一過となりましたけれども、コロナ禍に関しましてはまだまだ出口の見えない闘いがございます。その渦中にありまして、日夜活躍されておりますエッセンシャルワーカーの方々には、そのご苦勞に対し、敬意を表する次第であります。そのような中で今回は飯塚市の小中学校の教職員の働き方について質問させていただきます。

令和2年度飯塚市教育施策要綱の第5-3にあります「教職員の働き方改革の推進」について教えてください。

○副議長（坂平末雄）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

「飯塚市立小・中学校における教職員の働き方改革プラン」に基づき、教職員の長時間勤務の改善に向けた取り組みにつきまして、まず、教職員が担う業務の精査及び適正化、それから、学校を支える体制の構築、ほかにも教職員の業務改善や意識改革について記載をいたしております。

○副議長（坂平末雄）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

教職員の働き方改革の推進については、「飯塚市立小・中学校における教職員の働き方改革プラン」というものに基づいて、取り組んでおられるというところですが、この改革プランは既に試行期間を経て、令和2年度から3年間の計画期間に移行していると思っておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大ということで、先生方の働き方の改革に少なからず影響があると思えますが、現在、どのように進捗しているのでしょうか、説明願います。

○副議長（坂平末雄）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

5月下旬からの分散登校、6月からの完全再開により、通常業務以外に感染症の拡大防止に向

けた業務がふえておりまして、学校の教職員には大きな負担となっております。その中でも教職員の負担軽減に向け、学校行事の内容等を精査し、取り組み時間の削減を行っております。また、できる限り休暇の取得や早目の帰宅を促しており、夏季休業期間中には学校閉庁日を3日間設定し、完全に休息がとれるようにしております。また、現在中学校におきましては部活動も再開しておりますので、部活動指導員や外部指導者の配置を行い、学習面に关しましても、さきに成立いたしました補正予算によるデジタル教科書の導入も進めているところでございます。このような取り組みに关しましては、学校再開後の6月に各ご家庭に教職員の働き方改革に関するリーフレットを配付いたしまして、学校の負担軽減に関することにつきまして、学校と家庭の連携をお願いしているところでございます。

○副議長（坂平末雄）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

いろいろと取り組んでおられるということは承知いたしましたけれども、昨日の同僚議員からの質問と重なるところもありますけれども、改めて新型コロナウイルス感染症対策により、先生たちの仕事内容について、どのような業務が追加されているか教えてください。

○副議長（坂平末雄）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

登校指導から児童生徒の健康観察や検温、放課後には消毒作業として各教室の机や椅子を初め、ドアノブ、手すり、スイッチなどの大勢の生徒が触れる場所、さらに洗面所やトイレの清掃、消毒も行っております。そのほかにも教室の換気や密を防ぐ環境を保持すること、さらに手洗い、せきエチケット等の感染症対策が挙げられております。また、重要な児童生徒の心のケアに関しましても、日々の学校生活の様子を観察し、十分な配慮が必要となっております。

○副議長（坂平末雄）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

ただいまの答弁によりますと、学校の先生方が本来の業務以外に大変な作業が加わって、労力を注いでおられるということですが、登校時や放課後の作業にはどういうものが加わって、どれくらいの時間を割いておられるのでしょうか、説明をお願いします。

○副議長（坂平末雄）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

登校時に関しましては、朝の健康観察や検温、これにつきましては始業の30分以上前から準備をいたしております。また、放課後の清掃に関しましても、約30分程度の時間を要しているところでございます。

○副議長（坂平末雄）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

始業前に30分以上、そして放課後に30分というように簡単に言われましたけれども、通常の始業時間前の忙しい中に30分、そして午後については、一番おそい下校時間が現在3時55分です。そして、先生方の終業時間は4時50分となっております。ですから、その1時間足らずの中で、これは放課後ですけれど、机や椅子の除菌、そしてその日1日の出来事の整理、それから、次の日の学習の準備等々と、どう考えてもそれだけの時間でできるはずがありません。まさに働き方改革に逆行していると思いますが、どうお考えですか。

○副議長（坂平末雄）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

ご指摘のとおり、この非常時におきましては、なかなか改革が進んでいるとは申し上げにくいところがございますが、そのような中でも、教職員の負担軽減に向け、できる限りの休暇の取得や早目の帰宅を促しているという状況でございます。また先日、文部科学省の衛生管理マニュアルが更新されまして、学校施設の清掃・消毒に関する新たな内容が追加され、まず、床は通常の清掃活動の範囲内での対応でよし。それから机、床の特別な消毒は不要、必要に応じて家庭用洗剤等で拭き掃除をする。さらに、大勢がよく手を触れる場所は、1日1回の消毒でよいなど、特別な消毒作業は基本的に不要であること。また過度な消毒とならないよう配慮する。ということで、衛生管理に関しましては、少しずつ緩和の方向へ向かっているようでございます。さらに学習面に関しましても、先ほど申し上げましたデジタル教科書の導入のほか、今議会で補正予算として提案をいたしております学習指導員やスクール・サポート・スタッフの派遣により、人員体制の整備を進めていくことで負担の軽減を図りたいと考えております。

○副議長（坂平末雄）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

ただいまの答弁で、教育委員会では子どもたちの学びの保障として、学習指導員やスクール・サポート・スタッフといった学校教育活動を支援する派遣事業を進めているということですが、それは一体どのようなものですか。具体的に説明をお願いします。

○副議長（坂平末雄）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

この事業は、文部科学省の緊急対策パッケージによりまして、子どもの学びの保障を確立するため、学習指導員を追加で加配し、学級担任の補助を通じて、きめ細やかな指導につなげるものがございます。業務内容といたしましては、家庭学習の準備、提出物の採点、授業準備の補助、チーム・ティーチングの指導を行います。また、スクール・サポート・スタッフは教師が子どもの学びの保障に注力できるよう、児童生徒の健康観察、家庭との連絡業務の補助、登校支援、教室の換気や消毒などの感染症対策等を行うことになっております。

○副議長（坂平末雄）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

学習指導員やスクール・サポート・スタッフの勤務体系というのはどのようになっているのでしょうか。

○副議長（坂平末雄）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

勤務体系につきましては、まず学習指導員は1日当たり4時間で週3日の勤務、スクール・サポート・スタッフにつきましては、1日当たり3時間で週4日の勤務ということになっております。

○副議長（坂平末雄）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

それはまたちょっと腑に落ちない日数なんですけど、学習指導員やスクール・サポート・スタッフの配置というのは、出口の見えないコロナとの闘いの中で疲弊をされております先生方にとって、非常にありがたいことだと思います。しかし、勤務形態が週3日から4日というのはどのよ

うなことでしょうか。週5日ではないのですか。

○副議長（坂平末雄）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

ご指摘のとおり、教職員の負担軽減を図るためには、週5日の勤務が望ましいとは思っております。しかし、今回の任用につきましては、県の市町村立学習指導員等配置事業補助金を活用して任用するようになっております。その基本となる勤務時間が週12時間となっております、補助対象の範囲内の勤務日数等といたすことにいたしておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○副議長（坂平末雄）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

ご理解をいただきたいということですが、補助金の範囲はそうかもしれませんけれども、現に大野城市は、スクール・サポート・スタッフについては週5日で募集をしております。中津市に至っては、スクール・サポート・スタッフだけでなく、学習指導員についても週5日の条件となっております。日数がふえた分だけ市の持ち出しがふえることになるのかもしれませんが、そこは何とかコロナ対策の予備費というものがありますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。それから令和2年7月3日の全国市長会において、「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急宣言」がなされております。この提言には、全国知事会、全国町村会も連名で、要するに名を連ねております。これはいわば全国の地方組織の意見ということですが、その内容はどのようなものですか。

○副議長（坂平末雄）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

緊急事態宣言が全国的に解除され、学校再開に向けての感染症対策として、3点の要望が述べられております。まず少人数編成を可能とする教員の確保、それからGIGAスクールサポーター等のICT教育人材の配置の充実、さらに更新費用やランニングコスト等を含めたICT環境整備に必要な財政措置の拡充など、学校教育環境の整備について要望をされております。

○副議長（坂平末雄）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

全国市長会の「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急宣言」ですので、ある意味、国への督促状でもあると思います。提言をしたからには、飯塚市の教育委員会としてもお考えがあると思います。どのような覚悟と実践をなされるつもりでしょうか。お答え願います。

○副議長（坂平末雄）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

教育委員会といたしましても、学習活動を分散して行うための少人数編成を可能とする教員の確保につきましては、現在各小中学校に加配されております指導方法工夫改善教師を中心に、きめ細やかで質の高い指導の充実に努めております。また今回提案させていただきました学習指導員を追加で加配することで、教員の確保に努めてまいりたいと考えております。なおICT教育につきましても、全ての子どもたちの学びの保障ができるよう、環境整備を行ってまいりたいというふうに考えております。

○副議長（坂平末雄）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

コロナ禍によって、学校の先生方は大変疲弊をされておるのではなかろうかと思っております。この新型コロナウイルス感染症が完全に収束するまでには、まだまだ時間を要するかと思います。ウィズコロナの時代かもしれません。そのような中で、子どもの学びを保障するためには、今回、採用していただきます学習指導員やスクール・サポート・スタッフといった方々を、新型コロナウイルス感染症が収束しても、それで配置を終わりにするということではなくて、せっかく獲得した人材を継続的に配置していただきたいと思っております。それが教職員の働き方改革の流れをつくる一助になると思っておりますし、究極的には子どもの学びの保障につながると考えますので、ぜひ検討をお願いいたします。

引き続き、2番目の質問に移らせていただきます。2カ月前の7月豪雨について質問したいと思っております。しかしながら、つい2日前に台風10号が通過したばかりでございますので、7月豪雨については随分前のことのように感じられるかもしれませんが、台風10号につきましては、改めて避難所の問題点など、さまざまな課題が指摘されておりますので、次回の定例会で質問したいと思っております。

それでは、飯塚市の令和2年7月豪雨について、7月6日の飯塚市の雨量は6日が92.5ミリ。私のほうでちょっと数字は言います。7日が142ミリでした。そして、飯塚市には7月6日10時16分に大雨警報、13時48分に洪水警報が発表されています。これは214平方キロメートルという広大な面積を有している飯塚市全体に対する気象情報であります。雨量についてはゲリラ豪雨という言葉もありますように、数キロメートル離れただけで想像外の雨が降っていることもあります。例えば、国土交通省が設置した飯塚市内野の雨量は6日が166ミリ、7日が203ミリということで、市内の約1.5倍以上の雨が降ったこととなります。つまり飯塚市でも雨の降り方は違うということです。それに対応するように、飯塚市では筑穂地区を特定して避難準備情報を出しています。筑穂地区に4カ所の避難所を開設したわけですが、このような中で、災害の発生状況はどのようになっていますか。地区別にお示しください。

○副議長（坂平末雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

今回の補正予算において計上しております災害発生状況につきまして、地区別で申しますと、飯塚地区では道路施設が19カ所、河川施設が13カ所、都市施設が2カ所、農業施設が11カ所、林業施設が2カ所の計47カ所でございます。穂波地区では道路施設が2カ所、都市施設が2カ所、農業施設が4カ所、林業施設が1カ所の計9カ所でございます。筑穂地区では道路施設が4カ所、河川施設が6カ所、農業施設が33カ所、林業施設が2カ所、農地災害が2カ所の計47カ所でございます。庄内地区では農業施設が6カ所、林業施設が1カ所の計7カ所でございます。颯田地区では道路施設が1カ所、農業施設が2カ所、人権・同和政策課所管の施設が1カ所、財産活用課所管施設が1カ所の計5カ所となっており、市全域では合計115カ所でございます。

○副議長（坂平末雄）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

ただいまご紹介のあった災害箇所については、筑穂地区が47カ所と大変多くなっているようですが、特に農業施設については、市全体の56カ所のうち33カ所と、災害の地域特性があるようです。これらの災害箇所の確認は、災害復旧のためにも迅速にしなければならないと考えますが、どのように対応されているのでしょうか。お示しください。

○副議長（坂平末雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

質問議員が言われますように、筑穂地区の災害箇所は大変多くなっており、支所の職員だけでは確認に時間を要するため、自治会長や農区長にもご協力をいただき、速やかに被災状況の把握に努めているところでございます。その後、支所の職員が現地を確認しますが、補助事業等の採択要件に合う箇所につきましては、本庁職員も同行して、現地の確認に当たっております。

○副議長（坂平末雄）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

災害復旧の第一歩であります現地の確認作業は大変な作業であります。しかしながら、自治会長や農区長にも協力していただいているということで、地元のことを熟知されている方々ですから、大変ありがたいことだと感謝いたしております。

それでは、現地確認の後の災害復旧の流れはどのようにして行われるのでしょうか、教えてください。

○副議長（坂平末雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

復旧方法としましては、国費補助の対象となります公共土木施設災害復旧事業が河川施設で1カ所、農業施設災害復旧事業が3カ所、農地災害復旧事業が2カ所であります。次に、起債の対象となります一般単独災害復旧事業によるものが河川施設で2カ所、林業施設で1カ所あります。また、市の単独費用による災害復旧工事が道路施設で2カ所、都市施設が2カ所、人権・同和政策課及び財産活用課所管施設が2カ所あり、残り100カ所が災害復旧作業手数料での対応となります。

○副議長（坂平末雄）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

国の補助の対象になる事業から災害復旧作業手数料までの対応ということで、災害の規模によって段階があるようですが、それぞれの事業の概略を説明してください。

○副議長（坂平末雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

公共土木施設災害復旧事業は、国費による災害復旧事業で、最大24時間雨量が80ミリ以上で、1カ所の工事費用が60万円以上等の採択要件に合うものでございます。農業施設災害復旧事業は、国費による災害復旧事業で、同じく最大24時間雨量が80ミリ以上で、1カ所の工事費用が40万円以上等の採択要件に合うものでございます。一般単独災害復旧事業は、豪雨により被災を受けているものの、国費補助事業の採択要件に該当しない災害復旧工事で、起債を活用して実施する事業でございます。次に、市の単独費用による災害復旧工事は、先ほど説明いたしました国費補助事業や起債対象事業に採択されない工事となります。災害復旧作業手数料につきましては、市の単独費用によるもので、災害査定を受ける猶予がなく、被災施設を応急的に機能回復させる場合に行うものでございます。

○副議長（坂平末雄）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

よくわかりました。災害復旧事業というのは大きく分けて5種類あるようですが、今回の災害についても、これらをトリアージされて対応していかれたわけでしょうけれども、災害復旧にも地域特性があるということを踏まえて、被災地と復旧部門との場所的アンマッチが生まれてはな

らないと思います。つまり、被害が集中している被災地と災害応急対策復旧部門が被災地から離れている場合、より適切で効率的な政策決定ができる体制を構築しておかねばならないと思いますが、これはまさに時間との勝負であります。災害復旧事業を進めるために、今の人員配置では一部の職員への負担が大きくなる可能性があると考えますが、どのようにお考えでしょうか。お答え願います。

○副議長（坂平末雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

被災後の災害復旧への対応につきましては、過去にも大規模な災害が発生いたしましたが、所管課の職員だけでは復旧事業が進まないと判断した場合には、技術職員を要する部署に人的支援を要請し、早期に工事着手ができるように取り組んでまいりました。このように、今後につきましても、協力体制を維持していきたいと考えております。

○副議長（坂平末雄）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

飯塚市は広いということで災害には地域特性があること、それを踏まえて、災害予防から災害復旧まで、場所的アンマッチがあってはなりませんので、今の答弁のように、今の体制を維持するというのではなくて、一歩進んでフレキシブルに対応していただくように要望いたします。

それでは改めて、令和2年7月豪雨において、本市では大規模な災害が発生することもなく幸いでしたが、筑穂地区で12人の避難者もありました。そして、今回の台風10号では避難所が当初38カ所開設されて、さらに追加で5カ所の避難所が開設されたと。最大で43カ所の避難所に888世帯、1632人の方が避難されておりました。この状況を目の当たりにして、本市でもいろいろな対策等を考えなければならぬと感じた方は多いと思いますけれども、まさに避難のニューノーマルとしての対策の中で、前回の臨時議会で新型コロナウイルス対策として、パーティションの予算計上がなされておりました。今回の台風10号には間に合いませんでしたが、その購入予定数、配置計画などを教えてください。

○副議長（坂平末雄）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

新型コロナウイルス対策用として、パーティションの購入予定数は1830台でありまして、配置といたしましては、指定緊急避難場所を中心に今までの利用者数に増減いたしますが、全避難所に配置する計画をいたしております。

○副議長（坂平末雄）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

全避難所に配置するということはわかりましたが、その購入予定のパーティションというのは一体どのようなものですか。幾らよい品物でも、組み立てに時間と人員を要しては意味をなしませんので、組み立て等の仕様等をお聞かせください。

○副議長（坂平末雄）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

購入予定のパーティションの仕様でございますが、1つが4.4平方メートルのテント型で、ワンタッチ式、材質はナイロン製を購入予定であります。質問議員言われますとおり、組み立て式のパーティションでありますと、人手が必要になりますので、お一人でも広げられるワンタッチ式のものを採用しております。また、ナイロン製にすることで消毒ができ、再利用も可能とな

っております。

○副議長（坂平末雄）

16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

ワンタッチで消毒もでき、再利用もできるということで、いろいろ検討なされているということは進化だと思います。とにかく進化が必要です。飯塚市の災害対策は飯塚市地域防災計画が基本でありますけれども、地球温暖化の影響で歳々年年災害は同じからずです。海水面の温度が上がっているということから、線状降水帯もできますし、今回の台風10号のような非常に強い台風も発生いたします。それにコロナウイルスも加わるというように、刻々と災害は進化しております。それに対応するには、基本を踏まえた上で、臨機応変と即時対応が最も重要になってきます。これはもう簡単なことではありませんけれども、歳々年年進化する災害に対して、こちら側も年年歳歳相似たりということではいけません。進化し続けていかなければなりません。進化するために、今回の台風10号の検証も必要となりますので、次回の定例会で質問したいと思えます。よろしくお願ひします。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（坂平末雄）

暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。なお、手話通訳を行っておりますので、質問者、答弁者におかれては、ゆっくりはっきりと発言していただきますよう配慮をお願いいたします。7番 金子加代議員に発言を許します。

金子議員、個別業者に関する発言につきましては、企業活動への影響等にも十分配慮の上、質問していただきますようお願いをいたします。7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

まずは、台風10号の接近により災害対策本部が設置され、市長を初め職員の皆さんが緊張感を持って動かれたことと存じます。本当にありがとうございました。それでは通告に従いまして、「1. 白旗山のメガソーラーについて」、「2. コロナ禍での防災計画について」質問いたします。

幸袋地区に合同会社ノーバル・ソーラーが建設しているメガソーラー開発地の工事入口には鍵がかかっており、作業を行っている様子がありません。工事の状況が把握できていれば、お知らせください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

工事の工程については把握できておりません。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

工事の工程ができておらず、また、そのまま終わっているという状況なんです、では住民説明会の開催については、どのような動きがあったか教えてください。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

ノーバル・ソーラーの住民説明会につきましては、周辺自治会住民の方だけが参加される説明会の開催であれば、事業者は開催する意思を持っておりました。3月中旬に1つの自治会の役員との懇談会を開催される予定と聞いておりましたが、現在、新型コロナウイルス感染症対策のため、開催には至っておりません。本市としましても、地元説明会の開催に向け、引き続き開発事業者との調整、協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

住民だけがというのが大変ちょっと気になるところでありますが、これは幸袋地区の問題だけではなく、飯塚市民全体の問題であると私は考えます。何より住民の皆さんは、いつ工事が終了したのかさえ情報がないままです。住民の方は、今後についてよく話し合いたいと思われています。ぜひ住民説明会が開催されるよう調整をお願いいたします。

では、幸袋地区と二瀬地区にまたがる合同会社アサヒ飯塚メガソーラーの乱開発について、お尋ねいたします。開発地にある事務所に掲示されていた8月の工程表の調整池の項目に、8月7日検査完了と書いてありました。この検査完了とは誰が、何を、どうやって検査を完了したのか、それを意味するのか、把握していることをお知らせください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

この完了検査につきましては、二瀬地区側の調整池造成工事が完了したことから、許可権者である福岡県が、8月7日に行った検査になります。その内容としましては、造成工事が完了した調整池の構造や設備が許可した内容と間違いなく造成されているかについて、測量機器を使用して確認する検査であり、当日は、福岡県から5名が現地へ赴き、検査されておるところでございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

その工程表を見れば、8月7日に検査完了とあり、同日に伐採、また配管工とも書いてありました。配管については検査されているのでしょうか。わかればお知らせください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

検査が行われておると確認いたしております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

私が見る限りでは、セメントの配管はそのまま置いてあるというふうには見えております。そこがもう少し検査されればと思います。調整池が機能するという事は、調整池そのものではなく、調整池につながる配管の状況も含まれていると考えますので、どうぞもう一度、調査していただければと思います。

合同会社アサヒ飯塚メガソーラーも、合同会社ノーバル・ソーラーと同じように、住民説明会が開催されておりません。許可権者である福岡県がアサヒ飯塚メガソーラーに対して、どのように働きかけたか、あればお知らせください。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

アサヒ飯塚メガソーラーの住民説明会に対する福岡県の対応としましては、先日、8月24日に福岡県農林水産部農山漁村振興課による施工管理事業者に対する住民説明会の実施に係る文書指導が行われた際、飯塚市職員も同行しております。文書指導があったことは承知しております。本市からも事業者に対して口頭にて、住民説明会の開催及び地域住民への施工スケジュール等に係る情報提供を行っていただくよう、同日に要請を行っております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

県も動いているとは思いますが、とても住民説明会が開催されるような気配を私は感じません。配られた資料もそのままですし、本当に住民は特に不安です。また台風が来たことにより不安は募っております。では、合同会社アサヒ飯塚メガソーラーは幸袋地区側にも調整池をつくるようにしていますが、現在の状況について、把握していればお知らせください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

幸袋地区側の調整池の造成状況につきましては、現在、雨水や土砂などの流出防止を目的として、調整池付近を掘り下げ、仮設沈砂池が設けられております。8月24日に福岡県の現場確認に同行した際には、調整池造成のための工事作業道路を確保するために、樹木の伐採が行われていることを把握いたしております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

工事作業道路がつくられるということですが、私から見れば、B調整池、けやき台側の調整池は配管がまだ十分ではないのに、伐採がどんどん進んでいる。これは大変私は危険なことだと考えます。また先日、台風10号の影響で9月7日の午前中に、住民からけやき台側の道路にアサヒ飯塚メガソーラー地内の木が倒れ、道路をふさいでいると私に連絡がありました。そこで私は飯塚市役所に連絡すると、午後1時過ぎに土木管理課の方々が作業に来られ、倒れた木を撤去していただき道路が通行できるようになりました。緊急事態にどのように対処していくのか、お知らせください。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

倒木につきましては、県に確認を行いましたところ、本朝に業者から県へ台風の影響で倒木があり、その対応をしたとの報告を受けたということでもあります。業者は開発に当たり、災害の防止に努める必要があります。許可権者である県には、さらなる事業者への指導監督を初めとした対応をお願いするとともに、本市に対する積極的な情報提供並びに共有をお願いしているところで

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

この問題は市だけではなく、県が大変関係しているところだと思います。メガソーラーの周りは木が残るように、残地森林が残るようになっていきます。つまりその残地森林は、住民にとって安

心なものでもありますが、台風が来ると、反対に大変危険になる。風が吹くことで、木が折れたままになっている場合もあるし、折れた木が家にぶつかるというの、けやき台の方から何人も報告が来ております。ですので、やはり私は住民の方とこの業者、アサヒ飯塚メガソーラー、そして実際に工事を行っている瀬戸内興建とも緊急時の対応などについて、まだまだ確認ができておらず、住民は不安なままです。市民と事業者が話し合いの場を持てるよう働きかけていただくのが、市のお仕事だと思います。ぜひ、強く働きかけていただくよう、よろしく願いいたします。では、この質問を終わります。

では次に、コロナ禍での防災計画について、お尋ねします。私は、今回防災計画について質問しようと考え、8月に飯塚市のホームページを見ました。すると、地域防災計画と避難支援プラン全体計画が載っていました。そこで、この避難支援プラン全体計画について質問する予定でした。しかし現在、飯塚市のホームページには、私が質問しようとした避難支援プラン全体計画が削除されていました。これは、どのような理由でなされたのか、理由をお答えください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

ご指摘のホームページの情報、避難支援プラン全体計画、これは平成20年に策定をされたものでございます。現在、既に地域防災計画に、これはもう含まれておることから、現在は廃止をされております。これは既に廃止された、このような情報がホームページに掲載されておりましたことを大変申しわけなく思っております。現在はホームページより削除をしております。市のホームページは、市から市民に情報発信するための重要なツールであるというふうに認識をしております。ご指摘のように、現状にそぐわない情報やあるいは時期の過ぎた情報を掲出しておきますと、市民が情報に対する信頼性を欠くことになりかねません。常に最新の正確な情報を掲出することが必要であるというふうに考えております。早急に、この情報につきまして、現在、掲出しております情報につきましても、最新の情報であることを確認してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

市役所というのは、私はチームではないかと考えます。確かにいろんな部があって、いろんな課があって、国からの法律や計画などがたくさんあり、混乱する場合もあると思います。しかし、それを見るのはやはり市民であり、市外の人も飯塚市の情報を見ている方もいらっしゃいます。そのためには、やはり顔とも言えるこのホームページをきちんと管理していくことが私は必要だと思います。

今回の避難支援プラン全体計画は、ホームページ上では防災安全課、そして実務は、社会・障がい者福祉課が担当だったんです。防災安全に関しても、これはまさにチームで行うことだと、私は今回の避難所の運営を見ても思いました。ホームページだからとか、防災安全課だからとか、福祉計画は避難者に関しては福祉課がやっておけばいいではなくて、ここにいらっしゃる全ての方が、それぞれがそれぞれ、お互いのお仕事の確認をすること、そしてできるだけ連携していくこと、これが必要なのではないかと思います。避難、災害は、非常時です。平常時にできないことは非常時にできないと言われております。もう一回言いますね、平常時にできないことは非常時にできない。すみません、何回も言って。ですから、平常時の行動、そして考え方が非常時につながっていく。どれだけ連携を考えていくかがチームとしての役割で、それが飯塚市の防災安全につながるのではないかと私は今回のホームページの件について考えました。ですので、防災安全課また福祉課だけでなく、ほかの課もぜひ検討していただければと思います。

では、続けます。コロナ禍の防災計画についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大が続

く中、7月には豪雨、そして9月6日、7日に台風10号の接近がありました。災害時に避難する方への対応も、今までとは違うものが必要とされております。まず、7月の豪雨時において、本市で開設された避難所について、その経過などをお示してください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

ことしの7月6日、本市の避難情報について、ご説明いたします。まず7月6日10時18分に大雨警報、13時49分に洪水警報が気象庁より発表され、続いて土砂災害警戒情報が14時40分に発表されたことにより、警戒地域であります筑穂地区に15時15分に避難準備・高齢者等避難開始を発令いたしました。緊急避難場所といたしましては、筑穂支所、筑穂交流センター、内野小学校、筑穂人権センターを開設したところでございます。また翌々日の7月8日8時30分に、土砂災害警戒情報の解除を受けたことによりまして、避難準備情報を解除しております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

では次に、その場所に避難された方の人数、そして男女比、年齢層がわかればお示してください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

避難された方の人数といたしましては、ピーク時は7月6日21時で、避難情報発令地区で11名、自主避難で38名、合計49名の方が避難をされておりました。男女比につきましては、男性が3割、女性が7割となっております。年齢層につきましては、19歳未満が1人、30代が1人、40代が1人、50代が2人、60代が9人、70代が21人、80代が12人、90代が2人となっており、高齢者65歳以上の方が全体の8割となっております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

先ほど、同僚議員もおっしゃられていましたが、分析することが何より次につながることはないかと思えます。こうやって男女比、また年齢層を見て、高齢者の女性が大変多いということを改めて気づかされます。私も、この前の台風のときに避難所に行ってまいりました。そのときに、高齢の女性が荷物を持ちながら、傘を差し、そして歩いていく姿が大変心に残っております。どうやって来るのか、どんな方が来るのか、やはりイメージすることが大変重要なことではないかと思うようになりました。

また、台風10号の接近があり、交流センターや学校、43カ所の避難所が開設され、1632人が避難されました。ある60歳の男性から、こんなメールをいただきましたのでご紹介いたします。避難所を利用してほしい年代は、高齢者とさらにひとり暮らしの方です。高齢者は、準備や移動に時間がかかるので、もう少し早く情報が欲しかった。また、赤ちゃん、幼児のいる家庭の母親は、子どもの泣き声で苦情が出たりして気を使うので行きたくない。ある交流センターは快く赤ちゃん家庭用の部屋をつくれますよと言われ、ありがたかったのですが、仕切りなどはなく、プライバシーを優先されず、男女の分けもできないと言われ、女性にとっては避難場所はハードルが高いですとのこと。やはり、どなたが来るかという想像をすることが大切なのではないかと思うようになります。今後も台風は来ます。今回の避難所に関して、何がよかったのか、また工夫は何が必要なのか、分析して、今後に活かしてほしいと考えます。

それでは、昨年の6月議会でも一般質問で取り上げました避難行動要支援者名簿の作成の進捗状況について、お示してください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

避難行動要支援者名簿でございますが、現在登載されております人数は、本市全体で令和2年8月現在、6251名となっております。令和元年度末が6278名、平成30年度末が6842名でございましたので、年々減少傾向でございます。避難行動要支援者名簿につきましては、毎年、民生委員の方々のご協力を得て、適宜更新し、作成をしておりますところでございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

人数が減っていったのは、民生委員の方々のご協力により整理がされていったということですが、この避難行動要支援者名簿にはどんな項目があるのかお知らせください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

要支援者名簿に登載しておりますのは、住所、氏名、それからその方の緊急連絡先のほか、要援護者の状況を示す、例えば高齢者で75歳以上の方である、もしくは障がい者である、またもしくは介護の状況である、そういった情報を掲載しております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

この名簿の中で、やはり重要なのは要援護者の状況だと思います。どれだけ詳しく、自分でやれる方がいるかどうかの判断、またどんな状況なのかというのを詳しく知る必要があると考えます。

では、災害発生時における要支援者一人一人についての避難支援の計画となる個別計画についての進捗状況をご答弁ください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

避難行動要支援者名簿に登載されております方の個別計画につきましては、昨年6月の一般質問などでもご答弁をさせていただきましたが、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」におきまして望ましいとされております。現状におきましては、この個別計画の策定に関し、個々の状況把握や関係者との調整等々クリアすべき課題が多々ありますことから、現在も継続して関係各課と連携しながら取り組んでまいっているところでございます。具体的に進捗が進まない理由としましては、避難行動要支援者の個別計画には支援をする方たちのお名前を記載することになりますので、その方たちが責任を負うことになるのではないかと。例えば水害のときに支援に行けなかったらどうなるのか。近所にいなかったらどうなるのかなどということから、責任を負うことになるのではないかとということからちゅうちょされることが大きな理由の一つでございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

個別支援計画に支援をする方の名前を入れるとなるとちゅうちょする方がいらっしゃるという

ご答弁でしたが、大変それはわかります。民生委員の方を見ても、高齢化が進んでいる。自分自身も大変不安になるのに、責任を持って避難行動をとるというのは、大変やっぱり難しいことだと判断されるのはよくわかります。でも、その難しさを変えていくために、地域や事業所などの力を巻き込んでサポートするのは、行政しかできないことではないでしょうか。ご答弁を聞いても、残念ながら状況が進んだとは思いません。では、ほかに取り組んだこと、この1年半ぐらいに取り組んだことがあればお示してください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

個別計画の策定につきましては、継続して取り組んでいる状況ではございますが、昨年の一般質問などでご答弁いたしておりましたGIS地理情報システム、このマッピングシステムを活用し、要支援者情報を地図情報に反映させることで、迅速に対応できるようにすることを目指しておりましたが、ほぼ全ての避難行動要支援者につきまして、反映が完了をしております。本年度にはGISのマッピングシステムを活用し、浸水想定区域の中にあります高齢者の方の要介護3以上の方や障がい者の方の3級以上の方の居宅、おおむね330件の現地確認も実施しております。これは単に浸水想定区域にお住まいがあるというだけではなく、水害が起こった際に避難行動要支援者の居宅が浸水のおそれのない高台に立地しているのか、2階等への垂直避難が可能であるかなど、危険度ををはかるために個別調査を行ったものでございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

先ほどの避難行動要支援者名簿では6251名。しかし、今回の浸水想定地域に限定した方であれば330名ということで、どういうふうに支援していけばいいかという具体的ところが、やはりわかってくると思います。漠然と支援するのではなくて、どんなところで、どんな人を支援するかというところを考えていけば、進捗するのではないかと今の答弁を聞いて思いました。

では、幾つか障がい別に具体的に質問させていただきます。まず、聴覚、視覚に障がいのある方の避難行動要支援者名簿の登録状況についてお知らせください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

本市全体で令和2年8月現在、先ほど申しました6251名のうち、聴覚の障がいをお持ちの方は86名、視覚障がいの方が119名、重複して障がいをお持ちの方が1名いらっしゃいますので、実数としては204名いらっしゃいます。また、浸水想定区域にお住まいの方は、このうち66名となっております。内訳としましては、聴覚障がいの方が24名、視覚障がいの方が42名となっております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

さらに具体的にどんな障がいをお持ちなのかということを見ていくと、支援の仕方がよくわかるなと思いました。先日、聴覚に障がいのある方の話を聞くと、災害時の避難方法などについて、日ごろから大変不安を抱かれています。昨日の同僚議員の一般質問にもありましたが、雨が降り、窓を閉めていると、一般の方でも防災無線は残念ながら聞こえません。聴覚障がいのある方は、雨の音さえ聞こえないんです。つまり、危険を察知しにくい状況にあり、それにより不安が大変大きくなります。視覚障がいのある方も同じです。どうやって支援するのか、何がこの方には足りないのかということ想像することが何より大切ではないでしょうか。

では、医療的ケアを必要とする方に対する個別計画の進捗状況についてお聞かせください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

障がいをお持ちの方の中でも医療的ケアを必要とする方の個別計画につきましては、基幹相談支援センターと関係機関が連携し、様式を作成しております。この様式は圏域の相談支援事業者が集まる計画相談員の会議において紹介するとともに、基幹相談支援センターのホームページに掲載をしております。また、飯塚病院の小児科医の協力を得て、関係者へ紹介をいただくなど、計画策定に取り組んでいるところでございます。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

今回の台風でも、特に呼吸器に心配のある方、酸素療法をされている方は、停電になったらどうしようと、大変不安な一夜を過ごされたことと思います。聴覚、視覚障がいのある方、また医療的ケアの必要な方について、個別計画について尋ねましたが、残念ながらその策定が進んでいるとは私には思えません。今後の個別計画の策定に向けた取り組みについての考えをお聞かせください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

個別計画の策定につきましては、策定に関し、さまざまな課題等がございますが、まずは顔が見える関係づくりを大切に、地域の関係者との調整や協議、協力や支援を得ながら、避難支援の体制づくりについて、個々の緊急度に応じた対応が可能となるよう、当事者の皆さんの理解を得ながら、引き続き策定に向け取り組んでまいりたいと考えております。また障がいのある方への対応といたしましては、各障がい者団体との会議の場などを活用しまして、災害の発生に備えた平常時からの避難行動要支援者に対する安全確保の体制づくりについて、協議を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

今、部長が、顔が見える関係とおっしゃいました。大変温かい言葉だなと思います。しかし実際にやっていくのは、並大抵のことではないと思います。残念ながら、市役所の職員の方は事務作業がたくさんあります。実際に、その時間を割いて障がいのある方のところへ出かけて、顔が見える関係になって、信頼関係をつくっていくというのは、やはり相当な努力が必要だと思います。しかし私は、部長の言葉を聞いて大変安心しました。障害者差別解消法というものがあります。ここでは合理的配慮がうたわれています。ぜひ、それぞれに合った個別支援計画をつくること、これを具体的に行っていただきたいと考えております。まずそのためには、先ほど福祉部長がおっしゃいましたように実態を知ることが何より必要だと思います。今回の台風10号の避難の実態を、例えば丁寧に調査する。そのことで課題が見えて、今後の計画に役立てられるのではないのでしょうか。9月6日に障がいのある人が避難したのか。避難したのであれば、場所はどこか。移動方法はどうだったのか。反対に避難していなければ、その理由はなぜか。などと丁寧に聞いていくことで、今後の避難支援計画の参考になると考えます。ぜひ行動していただければと思っております。

それでは、別の話になりますが、ことし、令和2年5月に内閣府男女共同参画局が災害対応力を強化する女性の視点、男女共同参画の視点からの防災・復興のガイドラインを発表いたしました。

た。このガイドラインは、平成25年に出された「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を改訂されたものです。その違いは、何より男女別のチェックシートにあります。災害から受ける女性と男性の影響やニーズ等の違いを的確にきめ細かく対策を講じるには、データを収集し、活用することが必須ですと書かれております。また、非常時には、その項目がとりにくい。だからこそ、平常時よりあらかじめ指標を決めておくことが重要でありますとも書いてあります。やはり、先ほども述べましたように、非常時と平常時のできること、できないことは同じであるという考え方に基づくものだとは私は考えます。また、その序文には、災害は地震、津波、風水害などの自然災害、自然要因と、それを受け取る側の社会のあり方、社会要因により、その被害の大きさが決まってくると考えます。性別、年齢や障がいの有無など、さまざまな社会状況によって、影響は異なり、社会要因による災害時の困難を最小限にすることが重要ですとも述べられています。私は、昨年、地域防災リーダーの研修で学ばせていただきました。ことしは、この地域防災リーダー研修はコロナの影響で人数を制限して、これからスタートするとのことですが、性別、年齢にかかわらず、多様な方が参加できる仕組みづくりが大切だと考えます。

さて、福岡県では、昨年3月に「福岡県性暴力を根絶し、性被害からの県民を守るための条例」が制定されております。その条例で市町村の責務が書かれておりますが、どのようなものでしょうか。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

質問議員が言われます「福岡県性暴力を根絶し、性被害からの県民を守るための条例」の第8条に市町村の責務が記載されております。内容といたしましては、「性暴力事案が発生しにくい生活環境の整備など、性暴力根絶に向けた取組を推進するとともに、性暴力の根絶及び性被害者の支援に関する住民の理解を促進するよう努めるものとする」となっております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

災害時、避難場所等においては、性暴力が発生する可能性があります。実際に御存じの方も多いかもかもしれませんが、あの東日本大震災でも起こっております。本市の避難所計画では、どのような対策が行われているのかお示してください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

本市の地域防災計画では、避難所自主運営組織と連携し、避難所内及びその周辺の巡回を行い、避難者等の安全を確保するとなっており、避難生活が長期化する場合には、防犯対策、DV対策などの警備、巡回パトロールなどを徹底することになっております。本市といたしましても、避難所班に避難所ケア係を設置しており、避難所におけるDVなど暴力行為の兆候の早期発見及び対処を行うこととしておりますし、自主防災組織や自主防犯組織、飯塚警察署と連携を図りながら、防犯対策を行っていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

他の自治体を調べますと、避難所に性暴力を阻止するためのポスターや、年齢や性別など多様性を尊重することを促すポスターなどが掲示されて対策をとっている自治体もあります。まずは、準備が大事だと思いますので、そのようなポスターを関係課と協力しながら作成しておくように要望いたします。また性暴力については、そのときすぐに明らかにはなりにくいと言われていま

す。なぜかと言うと、性被害を受けた方は、非常時の中で加害者から逃げることは絶対に難しい。そして、口をつぐまざるを得ない、そういう構造があるからです。その性暴力で気をつけるべき場所の一つはトイレです。本市として、災害時にどのようなトイレ対策を行う計画があるのかお示してください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

本市の地域防災計画では、トイレは男女別とし、男女の比率は1対3を目標に整備を推進する。また、避難所の長期開設が見込まれる場合は、仮設トイレを設置することとし、子どもや高齢者など全ての人がプライベートを保てる設計を行い、日中、夜間を通して、安全で安心して使えるように設置することとなっております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

私は、交流センターにも見に行きましたが、男女別はあるんですけど、やはり場所が大変近いんですね。となると、夜とか人数が少ない場合、大変危険なこともあるのではないかなと、私もちょっと考えました。また、コロナ禍では避難所に行かずに、自宅での避難をされる方、また車中泊をされる方もおられると思います。また、震災などで断水状態になったときなどトイレが使用できない場合も想定されます。では断水状態になったときに、トイレに関してどのような対応をお考えなのかお示してください。

○議長（上野伸五）

総務部長。

○総務部長（久世賢治）

本市が震災で大きな被害を受けた場合は、断水になる可能性がございます。本市の施設の被害状況にも左右されますが、各家庭などのトイレが使用できなくなった場合には、各地区の公共施設に隣接して仮設トイレを設け、それを使用させていただくことになると考えております。

○議長（上野伸五）

7番 金子加代議員。

○7番（金子加代）

私が心配なのは、断水などでトイレが使えなくなった、その直後です。食べ物は少し我慢できます。しかし、トイレは多くの方が我慢できるものではありません。仮設トイレが来るといっても大変時間がかかる、3日ぐらいかかるかと思います。本市は、秋元液化ガス株式会社様より「男女兼用1分トイレ」という携帯トイレを寄贈していただいております。携帯トイレはほかにも、洋式トイレの便座にビニール袋をかけて用を足し、防臭力のある凝固材を入れて可燃ごみとして捨てるものがあります。これは1つ50円くらいでとても安い。また段ボールで作られた簡易トイレもあります。コロナ禍で3密を避け、衛生面また性暴力などの安全面に配慮できる災害対策として、携帯トイレ、簡易トイレの整備を要望いたします。以前では、食糧は備蓄されてある、またパーテーションや簡易トイレが少しずつ用意されていることが確認されております。ぜひ携帯トイレ、簡易トイレの整備をしていただいて、いつでもどこでもトイレができる、そして安心できる場所に設置できるよう、要望して私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。8番 川上直喜議員に発言を許します。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い一般質問を行います。第1のテーマは自然環境保全と住民の安全確保です。1点目は、筑穂元吉における土砂処分についてです。国土交通省が2017年8月、「建設発生土の取扱いに関わる実務担当者のための参考資料」を作成し、地方公共団体に提供しましたが、その概要をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

国土交通省、農林水産省、環境省が連携し、警察庁の助言を受け、先進的な取り組みを行っている地方公共団体の実務担当者にはアヒアリングを行うなどして、基礎的な情報や留意点、アイデアなどについて、参考資料として、国土交通省により取りまとめられたものでございます。内容につきましては、建設発生土の崩落問題の事例や土砂条例の制定状況、既存の法令や条例のもとで崩落を防止するための取り組み、建設発生土の有効利用と排出を適切に行うための取り組みなどに対する留意点、アイデアなどについて、まとめられているものでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

大事なところが抜けております。キーワードとしては仮置きという言葉、それから反社会的勢力という言葉があるわけでありまして。そこで、これがつくられた経緯を把握しているか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

建設工事で発生した土砂は、みずからの工事内や他の建設工事、または建設工事以外の用途において、有効に利用されることが望ましいのですが、一部の建設発生土については、利用先が見つからず、その他の受け入れ地に搬入されている状況です。受け入れ地の多くは、森林法や砂防法などの法令により、土地の形質変更について規制が行われていますが、一部の悪質な受け入れ地においては、無許可、または許可条件に違反した行為が行われ、過去には崩落に至る事案も発生しております。一部の地域については、崩落に至らないものの、仮置きと称して、事実上の放置を行うこと。他人の土地を侵害すること。反社会的勢力との関係が疑われる実態のない会社に関与していることなどが指摘されている状況です。こういった事案は、主に大都市周辺部の山間部で発生しており、再発の防止が必要となった地方公共団体などでは、法令に基づく指導、監視体制の強化や、いわゆる土砂条例の制定が行われ、効果を発揮してきました。ただし、一部の地方公共団体では、近年になっても、大規模な崩落事案が発生したことから、法令の運用の見直しと条例の制定が行われたところであり、現在、再発防止に向けた取り組みが行われております。不適切な事案への対応は、問題が深刻化してからでは解決が難しくなるので初期対応を速やかに、かつ毅然と行い、行為が小規模なうちに対応することや、庁内の関係者が情報共有を密に行い、速やかに連携して対応することが重要であること。そして、指導している状況を公にすることで、悪質な行為者への抑止力につながると考えられます。このような状況を踏まえて、策定されたものと認識しております。

- 議長（上野伸五）
8番 川上直喜議員。
- 8番（川上直喜）
この国土交通省の参考資料を市が知ったのはいつですか。
- 議長（上野伸五）
都市建設部長。
- 都市建設部長（堀江勝美）
その内容については、質問議員との打ち合わせを行うまでは、把握をしておりませんでした。
- 議長（上野伸五）
8番 川上直喜議員。
- 8番（川上直喜）
それはいつのことですか。
- 議長（上野伸五）
都市建設部長。
- 都市建設部長（堀江勝美）
6月議会の打ち合わせでございます。
- 議長（上野伸五）
8番 川上直喜議員。
- 8番（川上直喜）
現在は、この国土交通省の参考資料をどういう取り扱いにしていますか。
- 議長（上野伸五）
都市建設部長。
- 都市建設部長（堀江勝美）
不適切な事案への対応は、問題が深刻化する前に初期対応を速やかにし、かつ毅然と行い、行為が小規模のうちに対応することや、庁内の関係者が情報共有を密にし、速やかに連携して対応することが重要であること。そして、指導している状況を公にすることで、悪質な行為への抑止力につながると考えられますので、この資料を活用し、不適切な事案への発生、深刻化の防止につなげていきたいというふうに考えております。
- 議長（上野伸五）
8番 川上直喜議員。
- 8番（川上直喜）
日鉄ボタ山跡地における土砂処分の経過をお尋ねします。
- 議長（上野伸五）
市民環境部長。
- 市民環境部長（永岡秀作）
日鉄ボタ山跡地における土砂処分の経過についてお答えをいたします。事業者のほうから平成28年6月29日に土砂埋め立ての許可申請が福岡県のほうにされております。その許可申請に応じて、28年7月21日に土砂埋め立ての許可がおりて、8月1日より土砂の搬入が開始されております。
- 議長（上野伸五）
8番 川上直喜議員。
- 8番（川上直喜）
その後は、どうなっているんですか。
- 議長（上野伸五）
市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

土砂処分に関する本市の飯塚市自然環境保全条例に基づく届け出につきましては、平成30年3月9日付で、事業者のほうから申請がされております。飯塚市としましては、その時点で、先ほど言いました平成28年7月21日付、福岡県の土砂埋め立て等の許可がなされたこと。平成28年8月1日から建設発生土の搬入が開始されたこと。また、当該搬入が飯塚市自然環境保全条例に基づく手続の届け出がないまま実施されたことを確認したものでございます。当該事業者へは市の条例に基づく手続がなされていないことを指摘し、以前からの分も含め、届け出を提出させたものであります。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

野見山産業の事業区域拡張の本市の自然環境保全条例手続開始は2018年3月ですから、市は本来、この参考資料の立場で指導に当たることができたわけですね。そう確認していいですか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

筑穂元吉の土砂処分に関する、先ほど言いました3月9日に届け出がなされておりますので、その後につきましては、指導、監視をする立場にあったと思います。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そういう参考資料を知る立場にあった本市なんですけれども、野見山産業は、自然環境保全条例の対象事業なのに、当初事業計画書を提出しませんでした。本市始まって以来のことです。どういったペナルティーを与えましたか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

未届けであったことを確認しまして、自然環境保全条例に基づく事業者からの届け出があったために、ペナルティーまでには至っておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

無許可地への膨大な土砂の積み上げに住民の不安が広がる中で、福岡県も容認できなくなり、事業区域拡張申請が行われました。自然環境保全条例の手続は今どこまで進んでいるんですか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

自然環境保全条例の手続としましては、事業計画届出書の提出がなされれば、閲覧、周辺住民への説明会の開催、市民から事業者に対する意見書の提出、事業者からの見解書の提出という流れで進んでいきます。本事業の場合、周辺住民への4回目の説明会が、平成30年6月28日に開催され、事業の概要については説明を尽くされ、条例に基づく説明会は終了しようとしていましたが、住民の強い要望により、もう1回開催を約束されました。しかし、5回目の説明会の開催は、日程まで決まりましたが、その間に住民とのトラブル等があり、開催には至っておりません。平成30年12月21日に開催されました飯塚市自然環境保全対策審議会で、住民説明会を引き続き要望していくか、意見書の段階に移るかは住民の判断との審議をいただきました。

その後に住民側が意見書を提出し、事業者の見解を求めるとの意思を示され、意見書、見解書が提出されています。その後、令和元年5月8日に開催された飯塚市自然環境保全対策審議会で、見解書の不十分な点を指摘され、その指摘に対する説明資料が提出されているところでございます。その内容につきましては、1点目が騒音の環境基準の遵守、2点目が補償内容、3点目が災害発生時の連絡体制となっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

自然環境保全条例の手続はまだ中途であるということを確認します。市は2018年7月13日、野見山産業に対し、片峯 誠市長の名前で申し入れを行いました。その内容を伺います。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

自然環境保全条例の目的、説明会から見解書までの一連の流れを示し、見解書が提出されるまでの期間は、土砂の搬入を開始されないよう申し入れを行っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

その申し入れを行った事情を聞かせてください。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

県から土砂埋め立て等の変更許可が平成30年7月4日にあり、いつでも土砂を搬入できる状況にあるため、周辺住民の不安に対する事業者の考えを住民説明会や見解書で示すまでは、その不安要素となる土砂の搬入は再開すべきではないとの判断から、文書での申し入れを行ったところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

どういう回答がありましたか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

事業者からは、特段の回答はございませんでした。しかし、県の防災施設工事確認を受けて、平成30年8月1日より土砂の搬入が開始されております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

片峯市長名の申し入れは無視されたということを確認します。市の申し入れを無視して土砂搬入が行われている中で、自然環境保全条例第14条による現状調査、第15条に基づく立入調査をどのくらい行い、どういうことがわかったか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

立入調査につきましては、平成30年8月27日、令和元年10月4日、令和2年2月18日、

令和2年6月3日の計4回の立入調査を実施しております。内容としましては、防災工事の進捗状況の現状や崩壊などの異常箇所がないかを確認しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

防災工事が先行していないのに、土砂の積み上げがどんどん行われたということがわかったんじゃないんですか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

積み上げが非常に高い位置にあるというふうな確認を行っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

防災工事が先行していないのにといいことではないんですか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

そのとおりでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

自然環境保全条例にある不適正な行為というのは、どういうものを指すんですか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

自然環境保全条例第4条における事業者の責務として、説明会の開催に努めること及び生活環境の安全に影響が出ないように注意し、みずからの責任において解決することとなっております。それを遵守しない行為をいたしておりますので、また届け出書に記載されている以外の行為についても、不適切な行為であると認識をしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

あなたの認識は何に基づく認識ですか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

条例に基づく認識でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市が申し入れを行った後の土砂の持ち込みは、市条例が規定する不適正な行為に該当するのではないですか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

本市としましては、不適切な行為には該当しないものと考えております。土砂が高く積み立てられている状態ですので、近隣の住民の不安は十分理解できますけれども、県の許可に基づいて行われている事業については、市のほうからは口出しはできないと言いますか、そういうふうな状況になっているものでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

大変な担当部長を持ったもんだと。この土砂処分地の隣で地域ダイケア施設用地造成を理由に、土砂がうずたかく積み上げられているが、どういう事情ですか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

都市計画法第29条に基づき、有限会社中尾建設から飯塚市筑穂元吉872の33の約8253平方メートルにおいて、ダイケア施設用地造成の目的で平成30年11月27日に開発行為事前協議書が提出されました。その後、12月4日に開発行為事前審査会を開催し、平成31年3月6日に開発行為許可申請書が提出され、令和元年6月27日に福岡県から開発行為の許可通知書にて開発許可されているものでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

高さ6メートルまで造成するということがあったのが、状況によっては15メートルまで積み上げられています。地元住民には大変不安な状況が続いていますが、どういう経過でこんなことになったのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

令和2年8月18日に県と飯塚市と合同で現地に立ち入りし、状況確認を行いました。この時点では計画断面の完成には至っていないため、盛り土のみの施工となっており、排水溝等の構造物は施工されておらず、計画盛り土高よりも土砂を高く積み上げた状態となっております。現場立ち入りの際には、チェック表を作成し、計画断面をもとに盛り土の位置、のり面の状況、転圧状況、構造物の位置や延長、土砂の流出状況等を確認しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

福岡県が先ほどの土砂処分地への持ち込みをとめるよう指導する一方で、こちらの土砂持ち込みを許可する。ここにはこの業者に対する福岡県の特別に甘い態度があるのではないかと思います。福岡県から何か事情を聞いていますか。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

開発行為に基づいて、施工がされておりますので、県からその分については伺っておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

危険な状況が続いているけれども、地元住民の安全確保に本市としては、どういう仕事をしてきたのか、どう対応してきたのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

現場立ち入りの際には、チェック表を作成し、計画図面をもとに、盛り土の位置、のり面の状況、転圧状況、構造物の位置や延長、土砂の流出状況等を確認しております。特に土砂の一時仮置きにつきましては、施工途中であります、のり面崩壊の危険性が考えられますので、現場立ち入りの際には、盛り土ののり面の状況、転圧状況、土砂の流出状況等を確認し、計画高まで下げるよう再三指示を行っております。今後も県と市で合同で立入調査を実施し、是正措置の指導を実施するとともに、隣接住民の安全を確保していきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

なかなか指導に従わない業者のようだけれども、今後、国交省の先ほど言いました参考資料に沿って、どういう指導をするのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

現在、仮置きということで盛り土をされておりますが、今後も県と一緒に、工事完成までには是正を行っていくように指導していきたいというふうに思っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

2点目は、龍王山におけるメガソーラー開発についてです。明星寺において、山林を切り開いてメガソーラーをつくるという勢力の動きが見られます。本市は状況を把握していますか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

把握はできておりませんでしたけれども、質問者からの情報提供により、初めて知ったという状況でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

情報提供をしました。地元自治体が求めれば、九州経済産業局は情報提供するはずですが、連絡をとりましたか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

去る8月31日に、九州産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課に出向きまして、確認をとっております。申請状況につきましては、情報提供することは、国としてはできませんとの回答を得ましたが、事業計画認定後の状況につきましては、資源エネルギー庁のホームページで公表を行っているとの回答でございました。その回答を受け、ホームページを確認してみましたところ、質問者が言われますエリアには既存の施設を含め、多くの事業計画の認定があることから、開発情報の特定には至っておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

福岡県から事情を聞いていますか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

特段には聞いておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

メガソーラー予定地とのうわさだったが、実際には土砂処分地になっていたという事例もあります。いずれにしても速やかな状況把握が地元の暮らしと農業を守る上で大切です。調査して地元へ情報を提供し、説明をしてもらえますか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

九州経済産業局からの特段の情報提供はございませんでしたが、国としても開発事業者に対する各種手続等の不備がないように指導していただくことを口頭で申し入れをしております。今後につきましては、国、県、本市と情報を共有し、連携強化に努め、住民説明会が必要となった状況になれば、その調整を図ってまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

3点目は白旗山におけるメガソーラー開発です。アサヒ飯塚メガソーラーが工事中の6月16日に上高雄ポンプ場のフェンスが壊されました。その後の経過と現状を伺います。

○議長（上野伸五）

企業局長。

○企業局長（原田一隆）

フェンスの破損がありまして、業者のほうから連絡がありましたので、現場のほうに向かいまして、現地を確認し、速やかに原形復旧をしていただくことをお願いをしております。その結果、若干時間がかかりましたけれども、去る8月31日にフェンスは復旧を完了しているところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

到底速やかとは言えません。白旗山メガソーラーの開発については、水道施設への影響を調査するように2年前から一般質問で求めてきましたが、企業局はしないという答弁を繰り返してきました。その後、本当に何の調査もしなかったのか、石田慎二企業管理者の答弁を求めます。

○議長（上野伸五）

企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

たしか平成31年2月議会でお答えしたと思いますが、その後、企業局といたしましても調査の指示はいたしておりません。調査を指示するに値する確たる情報を持っていなかったこと。それと建設以来、この現場、上高雄ポンプ場の周辺では、陥没等の事象が発生していないというこ

とから、調査を指示していなかったということでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

上高雄ポンプ場は隣接地の工事に当たって、境界立ち会いをしたのは、工事を始める前か後か、わかりますか。

○議長（上野伸五）

企業局長。

○企業局長（原田一隆）

たしか工事が始まってから、現場のほうで立会をさせていただいております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

驚きました。アサヒ飯塚メガソーラーにこんな甘い対応するのは何か事情があるんですか。

○議長（上野伸五）

企業局長。

○企業局長（原田一隆）

そういった事情はございません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ノーバル・ソーラー、アサヒ飯塚メガソーラーはまるで申し合わせたように、住民説明会を中断したままです。住民には何の説明もしないまま福岡県が見守る中で、大規模な工事が進められています。改正FIT法のポイントの一つは他法違反による許可取り消しとともに地元とのコミュニケーション努力義務を打ち出したところにあります。福岡県は8月24日、担当課長名で住民説明会を求める文書をアサヒ飯塚メガソーラー宛てに書いて、工事現場責任者に渡したそうです。事情を確認していますか。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午後 1時32分 休憩

午後 1時32分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

8月24日に、福岡県農林水産部農山漁村振興課による施工管理事業者に対する住民説明会の実施に係る文書指導が行われた際に、飯塚市職員が同行しております。文書の詳細につきましては、把握はしていませんが、文書指導があったことは承知いたしております。その際に、飯塚市からも事業者に対して口頭にて、住民説明会の開催及び地域住民への施工スケジュール等に係る情報提供を行っていただくよう要請を行ったところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

福岡県に対しては、昨年9月17日付で片峯市長名の要請書を梶原善充副市長が県庁まで出かけ、農林水産部長に手渡し、回答を求めました。その後の経過を確認したいと思います。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

その後、10月21日に許可条件の遵守、地域住民への説明を行うよう事業者に対して指導を行うこと。また、林地開発に関し、情報共有を市と行うことというような回答文書を県のほうから受け取っております。その後、事業者への進捗確認、あるいは指導、そういったものが随時、県から行われております。また、市との情報共有も引き続き行われておるところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

8月24日、福岡県が文書による行政指導を行い、飯塚市も同行して口頭でも本市からも言ったと。その後、住民説明会は行われたんですか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

新型コロナウイルス感染症の関係で住民説明会は行われておりません。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

アサヒ飯塚メガソーラーの地元とのコミュニケーション努力義務違反は明確ではないかと思うけれども、見解を伺います。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

現在、住民説明会の意思は示されておりますので、努力義務違反には当たらないかと考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

アサヒ飯塚メガソーラーが言いそうな答弁をしてどうするんですか。ノーバル・ソーラーは文化財調査のためとして、森林を伐採したが、防災に不可欠な調整池もつくりないうままであったとして、許可条件違反に問われ、文書による行政指導を受け、事業者もこれを認めて、てんまつ書を提出しています。確認できますか。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

許可条件違反に問われたということで、てんまつ書が提出され、県より行政指導が行われたということで、認識いたしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

福岡県の担当課長補佐が8月26日、私の質問に対して、文化財調査のためであっても、調整池ができていなかったのだから、許可条件違反だと回答しました。はっきり述べたんです。アサ

ヒ飯塚メガソーラーは昨年11月、調整池づくりに着手もしていない時期に、大規模に森林を伐採し、その理由を文化財調査のためとしています。許可条件違反は明らかです。福岡県に調査を申し入れてしかるべきではないですか。答弁を求めます。

○議長（上野伸五）

経済部長。

○経済部長（長谷川司）

アサヒ飯塚メガソーラーの文化財調査のための伐採につきましては、事業者より県へ範囲等の確認のもとに、伐採が行われたという情報を提供いただいております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

あなたは、昨年6月5日の協働環境委員会所管事務調査における私の質問と、あなた方の答弁をもう一度よく読んでおく必要があります。

第2のテーマは、新型コロナ危機対策の現状と課題です。1点目は命を守る取り組みです。本市における陽性確認は、3月2人、4月2人、5月なし、6月なし、7月30人、8月37人、9月4日までに延べ78人となりました。このままインフルエンザ流行の季節に入れば複合危機に直面し、病院閉鎖などの医療崩壊に陥りかねません。現在どのような対策を進めているのでしょうか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

今、どのような対策を進めているかということでございますが、これにつきましては何度も申し上げますように、飯塚市につきましては保健所を持っていない市町村でございます。その限られた権限と事務の中で、この新型コロナウイルス感染症に対して、対応しているところでございます。

その柱といたしましては、1つ目が、正しく恐れよというような視点を持って、新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、正しく予防を行うというような啓発事業を進めてきているということでございます。主なものとしては、市民啓発パンフレットの作成、それから新しい生活様式のチラシを全戸に配付する。それから、これは中止になりましたが市内関係団体の役員の方を対象として、新型コロナウイルス感染症を正しく学んでいただくというような講演会の実施も計画したところでございます。それからまた、防災行政無線による感染予防の呼びかけ、それから行政アドバイザーの設置、そういったものを実施してきております。

2つ目の柱としましては、重症化しやすい市民を守るための方策ということで、これにつきましては、インフルエンザの予防接種補助制度を7月の補正予算で計上しまして、いわゆる高齢者、高齢者というか基礎疾患のある方、それからインフルエンザを広げる可能性のある18歳未満の子どもさん、そういった方々を対象としたインフルエンザの予防に対する補助制度をやっております。それから今回の分につきましては、無症状それから軽症の若い世代の方が、現状比較的多ございます。そういう方々が重症化しやすい基礎疾患をお持ちの方とか、高齢者に広げることが一番危惧されるところでございますので、そういったメッセージの発信をやっていくところでございます。それから高齢者の福祉施設、そういったところでのクラスター防止ということの観点において、感染防止用具の提供、そういったものをやっております。また、福祉施設の施設職員を対象として、同じく感染予防、それからクラスター防止、そういったものの講演会、これにつきましては8月27日に開催いたしております。

それからもう一つは、感染者、医療従事者を誹謗中傷から守るということも取り組んでおります。これについては、正しい情報の提供、いわゆるデマ、そういったものが出てまいりますとき

には、市長みずから記者会見に出て、正しい情報を市民に伝えるというようなことも実施いたしております。それから、また市長がメッセージということで誹謗中傷から守るというような取り組みもしております。また、保健所を通じて、本市にはアウトリーチ型の人権相談員を配置しておりますので、何かあったときは、人権相談員のほうにご相談くださいという周知、チラシを感染者または濃厚接触者の方々に配付しているところでございます。

最後に、医療体制の確保のための支援ということで、これは先ほども重なりますが、マスク、消毒液、手袋、防護服など、医療体制を確保するための物資の提供をやっているところでございます。それから、医師会が運営しますPCR検査に対しても、施設の提供、それから人の支援というような形で取り組んでいるところでございます。今後につきましては、PCR検査体制、いわゆる検査体制の拡充というものを、国のほうが方向性として打ち出しておりますので、そういった検査体制の整備に係る支援、市としてできる支援の検討ということも、取り組んでいこうという考えでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

注意深く聞きましたけど、無症状者に対するメッセージだとか、情報発信はあるようだけど、無症状者に対するPCR検査というのが欠落していることがよくわかります。8月28日、安倍首相が辞任表明した記者会見の冒頭で無症状者を含めたPCR検査を打ち出したことを、本市はどういうふうにとめておるんでしょうか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

今回、8月28日に安倍首相が記者会見をされました。これは、新型コロナウイルス感染症対策本部決定を受けて、同日に開催されました本部決定に基づいて記者会見をされております。私どもも今回の部分については、非常に大きな転換点というふうな受けとめ方をいたしております。その中でちょっと質問にはごさいませんでした。今回の重要なポイントでございますが、いわゆる高齢者や基礎疾患を有する方への感染防止の徹底、そして医療資源を重症者に重点化すると。そして高齢者を初めとした感染者の命を守るというようなこと。それから医療体制につきましても軽症や無症状の方には宿泊療養や自宅療養での対応を徹底し、医療資源を重症者の治療に重点化するという。それから新型コロナウイルス感染症の指定感染症という位置づけは維持するものの、現実には合った対応ができるように、位置づけを見直していくというようなことでございます。

その次に、今、質問議員が言われますような検査体制の抜本的な拡充というようなことの位置づけがなされております。これにつきましては、先ほどもちょっと私も言いましたけど、一番これから心配しないといけないというのは、いわゆる無症状の方が、高齢者や基礎疾患をお持ちの方にウイルスをうつすということが非常に心配だということでございます。そういうことの対策を今回8月28日に打ち出されたということでございます。その中には、市町村でやるPCR検査の部分もございまして。一定の高齢者や基礎疾患を有する者について市区町村において本人の希望により検査を行う場合に、国が支援する仕組みを設けるというような方向性を打ち出しておりますので、本市といたしましても、まずは検査ができる基盤整備というものが重要になってまいりますので、そういったところについては医療機関と協議をしながら、市としてもできる支援はしていきたいというふうに思っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私は6月議会から市内の医療機関が120機関を超えてあるんだけど、その半分程度は、つまり60機関くらいは、かかりつけも含めて、検査体制をつくるべきだと主張したじゃないですか。あなた方が嫌がったんだ。それで、今度の安倍首相の記者会見の中で出てきているやつは、キーワードは無症状者に対するPCR検査ですよ、情報発信ではないの。それで安倍首相の見解は、保育所や学校など、子どもたちにかかわる施設を対象にしていないという点では、重大な弱点があるんだけど、これまでから言えば一歩前進なんですよ。それで、実はこの転換には、医療関係者や研究者、国民世論を受けてのことなんですよ。この方針に先行した厚生労働省の通知があります。8月7日付、18日付、市はどう受けとめているか、どう対応したか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

8月7日、8月18日と通知が出ております。この通知につきましては、いわゆる検査対象の拡充をしていくということでございますけれども、国においては、もうPCR検査装置の基盤というか、体制整備と同時並行的に、この感染症のPCRの対象者を拡充していったというふうな状況でございます。簡単に紹介しますと、まず6月2日につきましては、無症状の濃厚接触者への検査を実施するというような方針を出しておりますし、7月15日につきましては、行政検査の対象を濃厚接触者以外の対象者にも拡大していくというようなことを通知として出しております。8月3日につきましては、発熱呼吸器症状、それから頭痛、全身倦怠感、初期症状として嗅覚障害や味覚障害、そういった方への検査の実施、それから高齢者や基礎疾患がある方への検査の実施、そして今、質問議員が言われるような8月7日、8月18日というような展開になってきております。これについては、もう先ほども言われますように国民世論とか、専門家のほうが言われていますように、クラスターの発生防止、それから質問議員が以前から言われていますエビセンターというものを潰す。そのためには物量、質量、そういった検査体制が必要ということだというふうに政府も思って、こういう形をやっているというふうに思っております。私もコロナウイルスに関しましては、早期発見、早期隔離治療というものが重要だというふうなことを従前から考えているところがございますので、そういう方向と同じ考え方で今進んでいるというふうに思っております。これにつきましては、市のほうとしては、こういう検査を今後、医療機関のほうで整備、検査できる体制の整備ということになってこようと思っておりますので、そういったところについての支援というものを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

片峯市長、緊急事態宣言が解除となって、直後に国のレベルでは、遠慮しがちであったと思うけれども、つまり3カ月前にPCR検査の対象を無症状の方にも拡大するという動きを示していたわけです。その中で、これが本格的に全国的にやられない中で、7月以降の第2波と呼ぶか、第3波と呼ぶか、重大な事態が発生していくわけです。そのとき6月は少し落ちついたと思われたわけですよ。この落ちついたと思われたときに、無症状の方々を含めて、検査の対象にするということが重要であったのに、飯塚市はこの3カ月間、何をしてきたのかと。今、担当部長が答弁した中には、無症状の方に対する検査については一言もないわけですよ。国のレベルでも動き始めているのに、なぜ3カ月間も飯塚市は動かないのか。濃厚接触を避けがたい事業所に関するPCR検査については、東京都世田谷区及び千代田区の取り組みをどう受けとめているか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

世田谷区、千代田区の取り組みでございますが、ここにつきましては、重症化リスクの高い高齢者への感染予防、クラスター予防として、区内の介護施設等の職員全員を対象にPCR検査、そういったものを実施していくというような理解をいたしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

世田谷区と千代田区にできて飯塚市にできない理由は何ですか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

当初、話をさせていただきましたけれども、飯塚市というのは、保健所を持っておりません。感染症対策という部分においては、非常に限られた権限、事務ということでございます。世田谷区、千代田区については当然、保健所を所管しております。福岡県で言えば福岡市、それから北九州市と言ったところと同じような権限、事務を持っておりますので、そこでいわゆる感染症対策ができるということでございます。私どもとしては、福岡県と連携しながら、こういう対策をとっていくということになりますので、その違いがございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市長の認識不足や不決断をサポートするのが、市役所全体の仕事だと思うんですよ。医療機関、介護施設、福祉施設、保育所、幼稚園、学校、児童クラブのそれぞれで働く人たち、利用する人たちの人数及びこの間に陽性確認があった施設はどこか、どういう対応をしたか、説明してください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

私のほうから、福祉関係事業所についてお答えをさせていただきます。福祉部関係の事業所としましては、介護、障がい、子育てがございますが、合わせまして925カ所ございまして、職員数、これは正確な数で把握が難しいため、概算でございますが、およそ1万600人程度であるというふうに想定されます。なお利用者数につきましては、申しわけございませんが、手元に現在資料がございませんので、お答えすることができません。また、市のほうで市全体の正確な数字を把握できておりませんことから、把握しておりますのは、県から発表されている福岡県全体の数字でございまして、そのうち市内の福祉事業所関係の陽性者として、公表しましたのが1事業所の8人のみでございます。

○議長（上野伸五）

暫時休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時 4分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。教育部長。

○教育部長（二石記人）

市立の小中学校の教職員の数でございますが、5月1日現在で724名、児童生徒につきまし

ては、小中学校を合わせまして9901名、児童クラブにつきましては、8月6日現在で職員が112名、児童数が2067名となっております。

○議長（上野伸五）

教育長。

○教育長（武井政一）

市立の小中学校におきます感染の状況は、教職員1名ということでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この間に陽性確認があった施設はどこか、どういう対応をしたか、説明してくださいというのが先ほどの質問です。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

市内の公立の学校におきまして、8月1日土曜日夜刻、陽性反応の連絡を受けまして、翌日に保健所が調査に入りました後、学校の管理職、学校教育課によりまして、今後の対応について協議を行っております。その後、保健所の助言を踏まえた上で、児童生徒の安全確保を第1に考え、教育委員会といたしまして、8月7日まで学校を閉鎖することを決定したという次第でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

その学校の教職員数、児童数及びPCR検査を行った人数をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

申しわけございませんが、ただいまご質問を受けました数字的なものにつきましては、ただいま手元に資料がございませんので、申しわけございません。それから、PCR検査を行った人数の総計につきましても、教育委員会では把握をいたしておりませんので、申しわけございませんがお答えできません。

申しわけございません。その学校の児童生徒数につきましては、合計で617名でございます。教職員につきましては、26名でございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市長、本市において無症状者を含め対象を広げて目標を設定し、医療機関、介護施設、福祉施設、保育所、幼稚園、学校、児童クラブさらに消防、市役所など特に集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員、関係業者を対象とした定期的な実施を速やかに開始し、また陽性確認の場合など、必要に応じて利用者を対象とすべきではないか、見解を伺います。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

先ほどの答弁とも重なるかもしれませんが、国の8月28日の対策本部の方針の1つの中に、市のほうとしては、一定の高齢者や基礎疾患を有する者について、市区町村において本人の希望により、検査を行う場合に国が支援する仕組みを設けるといようなことを打ち出しております

ので、ここの部分が、この仕組みがはっきりわかった段階で対応していきたいと思っておりますし、それからPCRの検査対象についても、先ほども説明していただきましたように拡充がどんどんされておりますので、その部分につきましては、今後、保健所のほうと協議をしながら、役割分担も含めて話をしていきたいというふうに思っております。それから、またこれも先ほどの繰り返しになりますけれども、当然対象者がふえるということになりますと、検査装置がきちっとそろわないと、逆に無症状者の検査ばかりすると、本当に必要な人の検査が受けられないようなことになる可能性もございますので、そこは市のほうとしても、検査装置の基盤整備に対する支援というものを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

なかなかやるというふうには言わないですね。田川市の見立病院のクラスター発生については、状況を把握していますか。どう受けとめていますか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

新聞、それから県のホームページ等の報道で承知いたしております。あくまでもこれは県の発表でございますけれども、発生患者は入院患者で12人、医療従事者5人、これは9月8日までの県発表分でございますが、その中に飯塚市の方が、入院患者がお1人と医療従事者の方がお1人、ともに軽症というようなどころでの状況については、その程度の把握はいたしております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

見立病院の経験でも、無症状者の検査の重要性を示していると思うんですよ。見立病院の院長は昨日更新のウェブサイトでこう言っています。これまでの感染者数は退院者1名、専門医療機関への転院者7名、1病棟入院中の患者様5名、職員8名、合計21名となっております。精神科閉鎖病棟での新型コロナウイルスの発生であり、対応に困難をきわめておりますと苦境を訴えております。9月1日に入院患者5人、職員1人の陽性確認の後からの、関係病棟関係者全員の検査を行ったというわけです。PCR検査体制はかかりつけ医で行える体制を目指し、当面、市の医療機関の半数に当たる60カ所程度の整備を目指し、急ぐことを6月19日一般質問の中で提案しましたが、どういう検討をされましたか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

先ほども言いましたようなPCRの検査体制というものを市の事務でできるというのはなかなかちょっと、その辺はできるわけではございませんので、あくまでも保健所や医師会、そういったところとの連携によって、やっていくということになります。その中で質問議員が言われましたように、医療機関の半数に当たる60カ所程度の整備ということを6月19日に話をさせていただきました。その当時、いろんな関係医療機関と話す中で、一番重要なのは、医療体制を崩壊させないというようなことを当時、検討していたと思います。したがって、数をふやすというよりも、いわゆる拠点、検査をできる拠点を整備していくほうがよくないのかなというようなことでの、検討はいたしております。いわゆる、これは東京都の医師会の尾崎会長あたりが言われているような考え方と似ているのかなと思いますが、地域包括ケア圏内に1つの検査センターとして整備していく。それでいわゆる一般の患者さんと発熱、こういうコロナの疑いのある患者さんを離して検査、診療していく仕組みというような方向で考えておりました。ただ、いわゆる抗原

検査の検査キットとか、そういうものが比較的早く体制的に整っておりますので、今言われるような60カ所程度の医療機関で、そういうことをするという点についても、今後は可能かなというふうに思っておりますので、ここはいずれにしろ、県と県医師会の協議によって、ある一定の方向が出てくるのかなと思っております。その中で、本市としましては、そういったところの支援として、どういうことができるのかなというのは、その協議の経過を踏まえた上で検討していきたいと思っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

6月2日付、「新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制の強化に向けた指針」というのが6月の事務連絡なんですよ。長崎県は無症状者へのPCR検査を自己負担のかからない行政検査として行うために、県医師会と集合契約を結び検査体制を一気に拡充する方針を打ち出し、9月補正予算に関連費用7億3800万円を計上すると報道がありました。確認していますか。また、福岡県はどのような対応をするつもりなのかわかりますか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

まず、6月2日付の新型コロナウイルス感染症に関する指針についてでございますが、これについては先ほどもちょっとご紹介いたしましたように、無症状者の濃厚接触者の検査実施というのは、これはもちろん福岡県においても、同じようにやっております。それ以前は、症状のない方については、濃厚接触者と言っても検査していなかったという状況がございましたけれど、今は福岡県でも対応しているということでございます。それから長崎県の方でございますが、ここについては確認いたしておりません。福岡県のほうでございますけれども、今回の補正予算において、抗原検査の計量検査装置を県内の3カ所の保健所に導入して、今まで300件だった検査体制を、1日ですね、それを1800件に拡充して、今後、国のほうが今拡充していこうとしているところに対応していくというような情報は得ております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

市長、長崎県がやろうとしているのは、先ほど私が提案したような方向なんですよ。濃厚接触を避けがたい、重症化リスクが高いところについては、押しなべて行政検査をやっていきましょうという意味合いでの無症状者への対象拡大なんです。今の答弁では福岡県の言っているのは、先ほど部長が答弁したのと似ているけど、無症状者であっても希望があれば検査しましょうという、これは感染症対策ではないわけですよ。感染していないという証明書を出すということだけです。感染症対策ではない。

そこで、次に行きますけど、飯塚市立病院管理運営協議会が7月29日開催され、市立病院感染症対策構想を審議されました。その内容をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

企業局長。

○企業局長（原田一隆）

市立病院は、現在、感染症に対する指定の医療機関ではございません。現時点で、飯塚保健医療圏には感染症の指定医療機関はないというのが状況でございます。そうした中、今後クラスターの発生などで、多くの陽性患者が発出し、指定医療機関だけでは対応できないような状況になった場合に、市立病院として、どうあるべきかについて議論をしたところでございます。具体的な議論の内容といたしましては、新型コロナウイルスに感染した患者さんの受け入れについて

でございますが、それにつきましては、今後、福岡県の動向を見ながら引き続き検討、協議するということになっております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

医療現場や地域住民との丁寧な協議を初め、どういう課題があると考えているか。また、どのように進めていく考えか、伺います。

○議長（上野伸五）

企業局長。

○企業局長（原田一隆）

まずは、市立病院は構造的に動線を一般の患者さん、それから医療スタッフ、それからもし感染症の患者さんを受け入れるとなると、そういった患者さんとの動線の隔離が現時点ではできておりません。そうなりますと、そういった状態の中で患者さんを受け入れますと、院内感染といったリスクが非常に大きいというのが実情でございます。それを避けて受け入れるということになれば、別の棟で別の組織、もしくはハード面で整備をしなくてはいけない。それから医療スタッフの確保、それから当然研修、検査は簡単にできるものでございませぬので、そうした研修もきちっとやっていかなくてはいけないというふうなハードルがあります。そういったものをどうやってクリアしていくかということもございませぬので、そこはしっかり福岡県の動きもしっかり見ていきながら、関係の医療機関とも協議し、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

8月28日の安倍首相の記者会見で新型コロナウイルス感染をランク下げするというような趣旨のことがありました。こうなってくると、入院したくてもさせてもらえないということにもなりかねないわけだけど、これは大問題です。だけど同時に、宿泊療養を余儀なくされる場合があるわけですから、これについては市内に確保するとともに、やむを得ない自宅待機については県任せにせず、生活物資を届け、体調管理を行う体制をつくるために市独自の手だてをとることが必要だと思っております。どういうふうに考えていますか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

宿泊療養施設の設置については、市のほうでの権限はございませぬので、県が設置していくという形になります。その際に飯塚市内のホテルを借りるとか、そういうことの判断も含めて、県のほうで考えられるということになります。もちろん、当然そういうことの方角が出たときに、市のほうに協力要請があれば、当然そのときは協力していくということになります。それとやむを得ない自宅待機というようなことでのご質問やったかなと思っておりますけれども、新型コロナウイルス対策の方で、いわゆる自宅療養の方の支援というのは、これは市町村の役割ということで、これは行動計画上で位置づけられておりますので、そういった方がいらっしゃった場合については、これは県の要請、県の保健所からの要請になろうと思っておりますけれども、そういうことでの体制についてはやっていく。それは福祉部とももう既にどんな形でやろうかというような協議は始めております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

インフルエンザ予防接種について、助成を対象拡大する考えはありますか。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

これは先の一般質問でも答弁させていただきましたけれども、今回、予防接種の対象者については限定しております。基礎疾患をお持ちの方とか、お子さんといったところになっています。これをしたのは、いわゆる、これ当初、5月下旬ごろからインフルエンザとコロナの同時感染というのが起こったときにどう対応するかというのは、5月下旬ごろから、私どもとしてはもう検討いたしておまして、その当時からいわゆる、インフルエンザのワクチンの量が確保できるかというところは、ずっと製造業者のほうとの協議をしておりました。その中でも、どうしても飯塚にワクチンを、全ての人、約13万人の人のワクチンというは、確保が厳しいというような話を受けまして、そうすると、いわゆる優先順位を決めざるを得ないということで、今回そういう対象にしたということでございます。当然、ワクチンが市民全体に行き渡るような確保ができるということであれば、助成については検討していくということになろうかと思っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

先ほどの教育部長の答弁にありました8月の市内小学校での陽性確認と対応の経過、福岡県との連絡協議を含めて、もう少し詳しく説明してください。

○議長（上野伸五）

教育部長。

○教育部長（二石記人）

先ほどと重複する部分ございますが、8月1日土曜日夜刻、陽性反応の連絡を受けまして、翌日に保健所が調査を行った後、学校の管理職、学校教育課によりまして、今後の対応につきまして協議を行っております。その後、保健所の助言を踏まえた上で、児童生徒の安全確保を第1に考え、教育委員会といたしまして、8月7日金曜日まで学校閉鎖することを決定いたしました。なお、濃厚接触者等の詳細な疫学的調査の詳細につきましては、保健所のほうが管轄をしておまして、教育委員会に情報提供はございませんが、教育委員会といたしましては、感染者及びその家族、当該校に通う児童生徒に対する差別、偏見、誹謗中傷が生じないよう、このことを第1に考えたところでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

神奈川県厚木市の依知南小学校におけるクラスター発生について、NHKが7日報道しました。これをどう受けとめたか、武井政一教育長にお尋ねします。

○議長（上野伸五）

教育長。

○教育長（武井政一）

その事案でございますけど、8月5日に、質問議員が言われました当該小学校で、教職員1名の感染が判明いたしました。その後、自主的にPCR検査を受けられた方が複数判明したということを受けまして、全教職員、全児童生徒がPCR検査を受けられまして、最終的には、教職員5名、そして児童15名、計20名の感染がわかったという事例だというふうに承知しております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

神奈川県厚木市の依知南小学校と、飯塚市の市内小学校の発生確認はほぼ同時期なんですよ。飯塚市内の学校については名前も明らかにしない。この違いは、どこからあらわれていると考えていますか。

○議長（上野伸五）

教育長。

○教育長（武井政一）

先ほど、対応に当たって留意したことにつきまして、教育部長が答弁を申し上げましたけれども、私ども教育委員会の主な役割というのは、感染拡大の防止と、そして感染者が発生した場合に迅速な、適切な対応をとるということをございますので、そういうことを行ってきたわけですが、個人情報保護等、県の情報開示の内容等とも整合を取りながら、このような対応を行いました。ただ、学校におきましては教職員、あるいは児童生徒というのは、明らかにしなければ、その後の感染防止の対応がしっかりとれませんので、特に教職員ということで、児童生徒の教育指導にかかわったり、あるいは教職員同士の接触ということも考えられますので、そういったことを明らかにして対応したところをございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

違いがわからないんですね。片峯市長、NHKの7日の報道を見られましたか。

○議長（上野伸五）

市長。

○市長（片峯 誠）

残念ながら拝見していません。今、質問者と教育長のやりとりの中で、内容を承知したところをございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

2点目は、暮らしを守る取り組みです。9月の議会だよりで紹介されましたが、私は3月議会で5つの提案、6月議会で7つの提言を行いました。その後、事態を踏まえて9月4日には日本共産党として、市長に11項目の申し入れ書を提出いたしました。9月補正後の財政調整基金、減債基金だけでも約112億6千万円、ふるさと応援基金などを加えれば120億円を超える基金があります。必要なら借金という選択肢も考えられます。新型コロナ感染症対策は、お金があればやりますということではなく、必要な取り組みはお金をつくって行う覚悟が必要です。市長は今後必要かもしれないという答弁に基づいて、何をどう検討し、実行したか、しようとしているか、答弁を求めます。

○議長（上野伸五）

行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

このコロナ禍におきまして、市民の健康と命を守り、また経済活動を維持していくための手だてをとっていくことは、自治体の責務と考えております。また一方で将来にわたりまして、自分たちの思い描くまちづくりに向かって、さまざまな独自施策を検討し、またそれが実施できる自治体であり続けたいと思っております。先月の一般質問でもご説明をさせていただきましたが、先日試算いたしました財政シミュレーションでは結構厳しい結果となっておりますが、その結果をもって、支援事業を行わないと判断するのではなく、市民の健康と命を守るために、感染拡大の防止とそれから経済活動の維持の両面の観点から、今後にも必要な場合には支援策を実施していかなければならないと考えております。今後とも、感染の状況や地域経済の動向なども見きわめ

つつ、とるべき支援策は検討していきたいというふうに思っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

最後に3点目、市役所の役割の発揮です。新型コロナ危機との闘いは8カ月に及びます。今後の取り組みを成功させる上で、これまでの取り組みをさらに振り返り、反省と教訓を明らかにすべきです。まず対策本部です。思いついたときに集まりましょうかというような無責任な状態を直ちに改めるべきです。対策本部は専門家を加えて体制を強化して定期開催とし、国、県、医療機関との連携を強め、市民や議会の提案や意見を踏まえて的確な対策を打ち出し、情報発信を充実するべきです。市長の考えを伺います。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

対策本部につきましては、思いついたときに集まりますというようなことでございましたけれども、私ども基本、対策本部については月1回の定期的な対策本部を開催するとしております。それ以外に必要なに応じて臨時的に対策本部を開くということでございますので、何か無責任とか言われましたけど、そういう状態ではないというふうに思っております。それから国、県、医療機関との連携を強め、市民の皆さんや議会の提案、そういったものを踏まえて、対策を打ち出して、そして情報発信をしていくべきじゃないかということについては、そのとおりだと思いますので、私どもとしても、いろんな方々と連携しながら、情報は発信していきたい。対策は考えていきたいというふうに思っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

片峯市長、毎日毎日、陽性確認が続いているこのときに1カ月に一遍、定期的にやりますと、ほかは任意ですというぐらいの無責任な答弁ですよ。

次は、次亜塩素酸水についてです。効果がないばかりか安全性について市民の不安の大きい次亜塩素酸水の学校、保育所等での噴霧をやめるよう要求してきました。きょうここではっきり噴霧はしないと答弁してください。

○議長（上野伸五）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

ソリューションウォーターの活用方策については、対策本部でもいろいろ議論をいたしております。国のNITEあたりの研究成果というか、検証の成果もございまして、物に対する雑菌の除菌、消臭というようなところについては、一定の効果があるというようなことも、次亜塩素酸水については出ております。ただし、有人下における霧化の部分については、現状WHOとか、諸外国の知見も踏まえ、推奨しないというふうになっておりますので、本市といたしましても、ソリューションウォーターについては、物に対する除菌、消臭として使用するし、霧化器につきましても無人下において、あくまでも、物の除菌、消臭といった形での使用を考えてまいります。霧化装置の使用に当たりましては、当然施設の利用者への周知、説明を行った上で、使用していくという考えでございます。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

無人下においても噴霧することによる事故の可能性、防止策が不十分であり、やめたほうがい

い、やめてもらいたい。

市民向け啓発パンフレット、ハンドソープ、エコバッグ、ごみ袋の選び方と配付方法については、その目的にしたがって、全ての市民に対しスピード感をもって、市民に負担を押しつけずに公正に行えるようにと、市民の意見を反映させて行うよう再検討を求めました。どういう状況ですか。

○議長（上野伸五）

市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

さきの7月臨時会におきまして採決いただきました新型コロナウイルス感染症衛生啓発事業における配付物、指定ごみ袋中2巻、エコバック、ハンドソープにつきましては、予定どおり各世帯への配付を予定しておりますが、さきの臨時会でのご意見等を踏まえて、内部で検討を行いました。エコバッグの各家庭における充足状況や形状の選択、また指定ごみ袋の形状の選択などのご意見もいただいたため、その検討を含めて、エコバッグの配付については見直しを行う予定にしております。エコバックにつきましては、1枚を配付するものの、2枚目につきましては、衛生啓発物品であるエコバック、指定ごみ袋、ハンドソープを含めた石けんのいずれかを購入する際に、ご家庭の財政負担を少しでも軽減できるように購入支援として、500円の割引券に変更を予定しております。また、配付方法のご質問ですけれども、各地域へまちづくり協議会、自治会等に配付の状況をご説明した際に、コロナ禍の中に、各世帯に配付をする物品が約1キロほどになるため、仮置き場の場所がないとか、さまざまなご意見を賜りました際、当初案では、自治会未加入世帯も含めて各戸別の訪問配付を考えておりましたが、修正案として自治会未加入者の方につきましては、交流センターや各自治公民館等での引き取りという配付方法を再検討いたしまして、各地域と調整を図っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

片峯 誠市長は昨日の一般質問の中で新型コロナウイルス感染症対策について収束が見えるまで長い闘いになるだろうと覚悟していると答弁されました。質問者につき合っただけのこととはいえ、この新型コロナ危機との闘いの真っ最中に在任わずか3年間を振り返って、及第点はいただけるのではないかなどと自己評価するのは、安倍晋三首相の辞任表明記者会見と重なって見えて、極めて残念というほかはありません。市長は市長選のことなどに頭を奪われる時間があるなら、市民の命と暮らしを守るために何をなすべきか、市民とともに悩み考え、考え抜いて、市民、そして市職員とともに闘うことが求められているのではないのでしょうか。地方自治の本旨は住民福祉の増進を図ることにあり、新型コロナ危機との闘いの真っ最中にある今こそ、市民の命、暮らしを守る仕事に財政出動を集中し、これまでのさまざまなしがらみを断ち切り大型事業の無駄遣いをやめ、清潔で透明性のある公正な市政運営をつくり上げる方向へ市政の流れを大きく切りかえるときではありませんか。市長の見解を伺います。

○議長（上野伸五）

市長。

○市長（片峯 誠）

中段の部分、全く質問者のおっしゃっているとおり、私も市長選について、実はもう4年目になりまして、いろんな方から声をかけられました。その間、やはりそれどころではありません。目の前の問題の一つずつ解決することで精いっぱいですと、特にそれはコロナの問題を指します。そう答えておりましたが、これは質問者も、そして皆さんも御承知のとおり、選挙管理委員会のほうから、2月の市長選挙の日程が、予定よりも、予定と言いますか、前回よりも3週間ですかね、早まりました。私ももちろん当事者かどうか、その時点でわかりませんでしたし、それは市

民や市職員への配慮からなるものでしたから、ご配慮ありがとうございますと答えまして、そのような形になったということがわかりましたので、12月議会では、いずれにせよ声明を出さなければならないだろうと思っていましたが、12月では遅くて、不誠実な行動になるだろうと思ひまして、9月議会で表明をさせていただいたということでございます。もちろん、安倍首相の会見と重なって見えるのを喜んでいいのか、悲しんでいいのかわかりませんが、中身としては質問者おっしゃいますとおり新型コロナの危機とウィズコロナをどんなふう乗り越え、次のアフターコロナの元気な飯塚市づくりにどう邁進するか、しっかりと考えていくことこそ今必要だと思っています。先ほど対策本部会議の件で、厳しいご指摘もありましたが、市民協働部長は、ほぼ毎日、新たな情報、そして自分の考えを持って、市長室に来てくれています。恐らく議員の皆さんもそうだと思います。私は飯塚市議会と飯塚市は、福岡県下の中でも、一番このことについては、誠実に向き合ってきたと、実は自負しております。4月には、皆さんともども、全員協議会を開いていただいて協議をしました。そこでいただいたご意見を参考にして、5月臨時議会と6月定例議会において、市の方針として、それを加味したものを、補正予算を組んで計上させていただきました。また7月にも、臨時議会において予定していた内容よりも、むしろコロナ問題で、ご意見やご協議をいただきながら、9月補正予算に生かすことができました。実は、よその自治体も県外ですが見てみますと、これだけの回数、全員協議会や臨時議会をともに開きながらコロナ問題について協議をしたのは、私は飯塚市が一番だというように自負をしています。しかしながら、自己評価の中でそんなことを言うことは、面映ゆい気がしましたので、及第点をいただけるのではないかとという表現をしました。本音で言えばよかったかなと今、振り返っております。今後とも、きのうの質問議員のやりとりの中で、うちの経済部が答えました地域の事業者のアンケート調査を実施します。現状を把握しながら、必要であれば、次の対策をというように、やっていきますというように答えておりました。市民生活についても同様でございます。現在のところ飯塚市内の状況は、市民生活も事業者の状態も、ぎりぎりのところで踏みとどまっていると、総括としては、言えるのではないかと思います。このコロナの問題が長期化すればするほど、そのような楽観的な状況ではなくなるとも思っておりますので、市民生活、事業者の状況、その実態をしっかりと把握しながら、必要な手を打っていきたいと思っています。質問者のほうからは、きょうのやりとり、そして、実は先日、日本共産党飯塚市議会議員川上直喜議員から申し入れ書をいただきました内容、これらについては、本当にほぼほぼ私どもと相一致するところがございます。一番一致できていないのは、PCR検査の拡大を必要とするというところが一致しているんですが、どこを優先に、どんな形でやるかということについては、全くのイコールではないので、この件について、まさに福岡県や県医師会、飯塚医師会、そして地域の総合病院グループとしっかりと協議しながら、最後のとりでである医療機関を守ること、そして感染拡大防止のために、有効にPCR検査を実施すること。このことをしっかりと取り組むことをお約束したいと思っております。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

おくれた自治体との比較をするときではないと思います。1980年代からほぼ30年にわたり新自由主義のもとで、格差社会が広がり、社会保障が崩されるのを食い止めようとする国民の闘いが繰り広げられてきました。この国民の闘いの根本には国民主権と平和主義とともに、基本的人権――。

○議長（上野伸五）

8番 川上直喜議員、発言時間が終了いたしましたので、ご了承いただき、自席にお戻りください。暫時休憩いたします。

午後 2時46分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。3番 光根正宣議員に発言を許します。3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

公明党の光根でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は、介護についてお伺いいたします。

まず、介護施設の現状等についてお聞きいたします。日本は今、先進国には類を見ない高齢化の道を歩み続けております。総人口は2008年をピークに減少しておりますが、一方で、65歳以上の高齢者人口は増加し続けています。総務省によりますと、2019年は3588万人となり、総人口に占める高齢者の割合は28.4%を超え、過去最高になりました。2025年には30%、さらに2040年には35%に達すると予測されております。また、要支援、要介護認定者数は、2018年度末の時点で658万人となり、介護給付費とともに過去最高となりました。しかしながら、介護業界では人材の不足が課題となっております。厚生労働省の試算によると、約38万人の人材が不足する見込みであるそうです。これからの超少子高齢社会を迎える中で、老後の安心を支える介護基盤の整備をどう実現するのかが喫緊の課題であると考えております。

では、最初の質問になりますが、本市の高齢化率や要支援者と要介護者の人数及び認定率について、直近の状況をお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

本市の高齢者の現状でございますが、本年4月1日現在で、65歳以上の人口が約4万人、高齢化率31.6%という状況でございます。年々総人口が減少する中において、高齢者数がふえておりますので、高齢化率も増加している状況でございます。その中で、要介護等認定者の状況につきましては、本年の7月末時点の第1号被保険者数、これが8705人、第2号被保険者数が88人で、合計しまして8793人でございます。その内訳としまして、要介護認定者は6099人、要支援認定者は2694人で、認定率としましては21.58%でございます。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

やはり本市でも、全国的な推移と同様、高齢者の方はふえていっているような状況ですが、介護が必要な方が入所できる介護施設にはさまざまな種類がありますが、いわゆる介護保険3施設と言われるもの、その中でもとりわけ特別養護老人ホームにおいては、全国的にも入所待機者が40万人以上とも言われております。また、認知症高齢者についても、高齢者数に比例して増加しているため、グループホームなどの施設が足りていないように聞いております。そこで、本市における主な介護施設の直近での現状をお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

本年8月1日現在での主な介護施設の設置状況でございますが、本市に指定権限がございます事業所数が348事業所、県に指定権限がございます事業所数が231事業所、合計で579事業所でございます。昨年の12月議会の一般質問での答弁と比較いたしますと、1事業所減少して

おります。その中で、ご質問のいわゆる介護3施設でございますが、介護老人福祉施設、特養でございますが、これが14施設、介護老人保健施設、老健が6施設、介護療養型医療施設が1施設となっております。そのほか特定施設入居者生活介護、有料老人ホーム等や、そのほか地域密着型の施設が12施設、それから地域密着型の特養でございますが、これが2施設、あと認知症対応型のグループホームが20施設ございます。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

では、今、答弁されました施設のうち、特養については全国的にも特に待機入所者数がクローズアップされることの多い施設ですが、本市における入所待機者数及びその要因などについては把握されておりますか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

本市における特養の入所待機者数については、1人の方が複数の施設に同時に申し込みをしておられるような状況がございますので、正確な待機者数は把握できておりませんが、一定数の方が待機されておられるような状況であるとは考えております。その待機者の方につきましても、特養入所への順番を待つと同時に、老健や有料老人ホーム等、その他の施設も検討しながら入所待ちをされておられるような状況でございます。

また、待機の要因には、さまざまな理由が考えられますが、入所可能な施設がありましても、待機者の方のさまざまな希望に沿わないという理由や、将来に向けた事前の申し込みをしている。また、医療機関からのみとりを前提とした入所申し込みなども要因として考えられるのではないかというふうに思っております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

わかりました。本市においても、さまざまな理由によりまして待機されている方が一定数おられるのが現状のようですが、入所施設をふやすことで、入所待機者を減らす考えもあると思いますが、いかがですか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

質問議員が言われますように、施設をふやせば入所待機者の減少につながるものとは思われますが、本年1月の県の資料によりますと、現在、本市の特養の入所率が96%、老健の入所率が90%などとなっております。さらに高年齢者福祉施設等全体での入所率は92%とされております。さらに来年度、穂波地区に50床の新たな特養が建設される予定となっておりますので、これにより入所待機者の減少の効果があるものと考えております。このようなことから、懸念されるほど大きく施設が不足しているとは考えられませんので、こうした中で施設をふやすことは、介護保険料の増額の要因となり、市民の皆様の負担増ともなることが想定されます。今後、このような現状を踏まえまして、次期の介護保険事業計画を策定する中において、十分に検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

私も、実際に入所待機者がいらっしゃると聞いておりますので、今後、計画策定の中でしっか

りと現状を把握していただきたいと思います。

さて、今、答弁の中にございました介護保険料の話が出ましたが、本市の介護保険料は、県下でどのくらいに位置しているのか、わかる範囲で結構ですので、教えてもらえますか。また、本市の介護保険料が、今後どのようになっていくと考えているのか、教えてもらえますか。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

本市の介護保険料でございますが、ただいまの2018年から2020年の年度に当たります「第7期介護保険事業計画」では、第1号被保険者保険料基準額が月額6600円となっております。この基準額は、福岡県の市部及び広域連合を含めると、県下で2位の高さとなり、市部のみで見ますと、県下で一番高いということになっております。ちなみに、県下で一番高い基準額は、広域連合のA、B、C、3つのグループがございますが、Aグループの月額8048円でございます。県の平均保険料基準額が月額5996円、北九州市が月額6090円、福岡市が月額6078円、大牟田市が月額6220円、久留米市が月額6163円、直方市が6133円、嘉麻市が6500円などとなっております。このような状況を考えますと、介護保険制度の将来的な安定運営を目指していくためには、どうしても給付と保険料のバランスをとることが不可欠であると認識しておりますので、施設整備の必要性とあわせて、次期の介護保険事業計画を策定するに当たっては、十分に検討してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

本市は現在、県下で介護保険料が2番目の高さということはわかりました。他市と比較すると、保険料の開きも出てきているのではないかと、2025年、2040年を見据えれば、このことについて市民への啓発が必要ではないかとも思います。これ以上の介護施設の増設は、保険料が高くなることを考えれば、厳しいものがあるとよく理解できました。次期介護保険事業計画は、諮問機関に諮問し、策定されることになるのであろうと思いますが、さきにご答弁があった給付と保険料のバランスなどを踏まえて、十分な議論を尽くして答申をしていただきたいと思いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

それでは次に、介護に携わる人材の確保、育成について、お尋ねしていきたいと思えます。介護の現場が、慢性的な人手不足や介護職からの離職者等の問題もあり、非常に厳しい状況であることは以前もお尋ねしましたが、このコロナ禍においては、平時と比較しても、より一層厳しいものであるということが容易に想像でき、今後もこの厳しい状況は当分続くであろうと懸念しております。まずは、そのような中において介護に携わる人材確保の現状や取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

人材確保のため、市が資格取得に対して直接に助成する制度はございませんが、介護報酬の中で処遇改善加算として評価する制度がございます。介護職員の資質向上や雇用管理の改善をより一層推進し、介護職員が積極的に資質向上やキャリア形成を行うことができる労働環境を整備するとともに、介護職員自身が研修等を積極的に活用することにより、介護職員の社会的、経済的な評価が高まっていくような好循環を生み出していくことが重要であることを踏まえ、事業主の取り組みがより一層促進されるように拡充されております。また、介護人材の安定した職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備、運用状況などを踏まえ、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構

築を促すため、さらなる処遇改善加算の拡充も行っております。本年の4月末現在での加算の届け出件数は244事業所、151法人から届け出がっておりますので、処遇改善が図られるものと認識しております。

また、本市の独自の研修としましては、介護サービス等における質の確保と人材育成という目的で、令和元年度より介護予防・日常生活総合事業訪問型サービスの従事者を対象とした研修を行っております。このサービスの内容は、身体介助を除く、掃除、洗濯、買い物、調理等の家事サービスだけを行う生活援助のサービスでございます。本来、訪問型のサービスについては、ヘルパーの資格を持っていないとできませんが、この研修を行うことで、市内で訪問型サービスの提供が可能となります。昨年度は2回行い、各回7名、計14名の参加者がございました。今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係でまだ実施はできておりませんが、本市のこのような取り組みで、少しでも介護人材の不足が解消できればと考え、取り組んでいるところでございます。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

介護の現場にとっては、やはり即戦力の介護人材を求めており、それをどうにか確保しなければならない状況であることは間違いのないと思います。しかしながら、介護人材の確保の裏には、やはり介護職員の離職の問題も抱えていると考えますが、その状況等についてわかれば教えてください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

本市としましても、具体的な介護職員の離職者の数等を把握しているわけではございませんが、事業所間での介護職員の異動も多く見受けられることや、介護職員の確保に苦慮している現状も少なくない状況にあること、また介護のための職員の離職等も多く、その対応にも苦慮していることについては認識をしているところでございます。しかしながら、効果的な介護離職者対策がないのも現状でございますので、県とも連携しながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

厚生労働省の調査によりますと、ハローワークではなく民間の職業紹介事業者を利用した介護事業者においては、半年以内に約4割弱の人が離職しているという実態が明らかにされました。平成30年度の介護職関連の有効求人倍率は3.95倍で売り手市場でございます。今、働いている施設をやめても、また次によりよい施設で働けるという考えもあるのかもしれませんが、介護需要がふえる中で、労働人口をふやし、安定させるためには、事業所においても介護業務の効率化や労働環境の改善が必要であると思います。

では、離職者を防ぐことにもつながる業務負担やストレス軽減のためのタブレットや介護ロボットなどのICTの活用の推進、また、外国人を含む人材確保などにつきまして、その取り組みやビジョンがあればお聞かせください。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

さきに答弁をいたしました処遇改善加算におきましては、労働環境・処遇の改善としましてICT活用、具体的にはケア内容の申し送り事項の共有、これには事業所内に加え、タブレット端

末を活用し、訪問先でアクセスを可能とすることなどを含め、介護職員の事務負担の軽減、個々の利用者へのサービス履歴、訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理にかかわる事務負担の軽減、利用者情報の蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等の業務省力化等を評価しております。

また、福岡県の地域密着型施設等整備補助金においても、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行うロボット、ICTの導入を補助対象とするメニューが、本年度より追加設定をされております。本補助金では新規のメニューとして、外国人を含む介護人材を確保するため、介護事業所等の事業者が介護職員用の宿舎を整備する費用の一部を補助することによって、介護職員が働きやすい環境を整備するものが追加をされております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

介護現場におきましては、介護記録などは手作業で行われているところも少なくないと聞きます。タブレット端末を使えば、煩雑な事務作業に時間を費やすことも少なくなるかと思えます。県が実施している補助事業についても、しっかりと周知していただきながら、介護現場にICT活用の推進をお願いしたいと思います。

では次に、家族介護者への支援等についてお尋ねいたします。現在、介護を受けておられる方のうち、相当数の方が在宅での介護を受けておられるような状況があります。また、将来、介護が必要となった場合には、病院や介護施設ではなく、住み慣れた我が家で介護を受け続けたいと願っている高齢者の方も多数おられます。在宅介護においては、介護者の存在というものが不可欠であります。現実的にはさまざまな問題、例えば介護する家族のストレスの蓄積による介護鬱が高齢者への暴力、介護放棄等に発展し、最終的には施設入所となってしまいうようなケースもあります。また、介護と仕事の両立が困難な場合や、老老介護のような状況等を考えますと、家族介護者の精神的、また身体的な負担は相当なものであると思えます。そこで、家族介護者の方が気軽に相談できるような窓口や介護者相互の交流を図る場についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

在宅で介護されてあるご家族の方の相談窓口としましては、高齢介護課及び市内11カ所に設置しております地域包括支援センターにおいて、総合相談窓口として機能を有しております。また、担当されてあるケアマネージャーの方へ相談される場合や、その相談を受けたケアマネージャーから高齢介護課や地域包括支援センターに相談がある場合もございます。また、介護者が相互の交流を図る場につきましては、在宅介護者の会の「つくしの会」、「かたらい」、「さくらの会」が市内にございまして、毎月ボランティアで活動をされており、特に認知症を有する高齢者を介護されてある介護者の方につきましては、市内10カ所に設置してあります認知症カフェや「認知症の人と家族の会いづか」、これも定期的に開催されておりますので、家族介護者として同じような悩みを抱えた方同士が、気軽にお話や情報交換、相談ができるような集いの場となっております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

では、家族介護者のストレスを少しでも軽減するためには、どのようなものが考えられるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

在宅で介護されてある介護者の方からの相談のうち、比較的多くの方がストレスを感じていることは、介護者自身の自由な時間がとれない、話し相手や相談相手がおらず孤独感がある、一緒に過ごす時間が長いため、いらいらすることが多くなったなどがございます。やはり、そのようなストレスをため込まず、少しでも軽減させることが無理のない在宅介護につながると考えられますので、一般的にはデイサービスの利用による日中の時間確保や、ショートステイの利用による1日単位での時間確保など、介護保険サービスの有効活用を提案させていただいております。また、介護者の事情等によりまして、ある程度の長い期間が必要であれば、要介護者本人の病気や症状の有無等にもよりますが、医療機関への一時的な入院も一つの方策として提案させていただくこともございます。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

では、家族介護者に対する福祉サービス等の支援策についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

在宅高齢者を対象とした福祉サービスについては、さまざまございますが、そのうち主に家族介護者を対象とした福祉サービスといたしましては、在宅で要介護3以上の高齢者を介護する世帯に対し、紙おむつまたは尿とりパッドに、月額6千円を限度として給付する介護用品給付事業、それから在宅で要介護3以上の高齢者を一定の介護サービスを利用せずに常時介護する者に対しては、月額1万円の介護手当を給付する介護手当給付事業、それから要介護3以上の認定を受けた在宅の高齢者で、理美容店に行くなどの外出が困難な者に対して、理美容師が訪問するための費用を助成する高齢者訪問理美容サービス事業といった福祉サービスがございます。

また、特に認知症の方を介護されてある家族介護者に対しましては、認知症等により徘徊のおそれがある要介護または要支援の認定を受けた者を介護する家族に、GPSの購入またはレンタルに要する初期費用の一部を助成する認知症高齢者等位置検索システム事業、認知症による徘徊のおそれがある高齢者等の方をあらかじめ登録しておくことで、徘徊発生時に協力団体に対し情報提供の呼びかけを行う認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業、これに加えて、本年7月より新規事業といたしまして、認知症の方が他人にけがを負わせたり、他人の物を壊したりするなどして損害賠償責任を負う場合に備え、これを補償する保険に市が契約者として加入する認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を開始しております。この認知症高齢者等個人賠償責任保険事業につきましては、認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業の登録を加入要件の一つとしておりますので、認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業の登録者数増にもつながるものと考えております。なお加入状況につきましては、本年8月末時点ではございますが、認知症高齢者等個人賠償責任保険の加入者が53名、認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業の登録者が115名となっております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

7月より開始されましたこの認知症高齢者等個人賠償責任保険については、平成29年12月の一般質問で提案させていただいておりましたが、近年、多くの自治体が同事業を開始しております。昨年1年間で、認知症が原因で行方不明になったと警察に届け出があった人の数が、前年比552人増となる1万7479人に上り、7年連続で過去最多を更新したことを警視庁が公表されました。今後もふえていくことは必至です。万が一のためにも、多くの方に登録していただ

けるよう周知のほうもよろしくお願ひいたします。

では最後に、介護予防等についてお尋ねいたします。これまで介護に関するさまざまな質問をしてまいりましたが、要介護状態になる前段階における介護予防、フレイル予防を推進していくことが非常に重要であると考えております。現在、日本は世界の中でも平均寿命、健康寿命ともにトップ3にランクインするような長寿命国となっておりますが、平均寿命が延びることにより介護が必要な期間も延びているような矛盾も生じています。そこでいかに平均寿命の延び以上に健康寿命を延ばし、平均寿命と健康寿命の差を縮めていくかが大変重要であると思ひます。健康寿命の延伸に効果的な3大要素は運動、栄養、社会参加と言われておりますが、本市で行っております介護予防事業についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

本市で実施しております介護予防事業につきましては、まず運動機能の維持、向上を目的とした筋力アップ教室、転倒予防のための足元教室及びリズムエクササイズ教室、ボールエクササイズ教室、さらに今年度からは新規事業といたしまして、ケア・トランポリン教室を実施いたしております。また、認知症予防を目的とした音楽サロン、脳元気教室の実施もいたしております。また、市内11カ所に設置しております地域包括支援センターごとに実施しておりますフレイル予防教室につきましては、運動機能の維持、向上及び認知症予防をバランスよく組み合わせた複合型の教室として実施をしております。今年度における介護予防教室の開催予定につきましては、全教室の合計で39会場において380回開催する予定としており、特に高齢者の方は新型コロナウイルス感染防止のため、不必要な外出を自粛されることなどによる生活不活発、フレイル状態になることが懸念されますので、できる限り自宅でも気軽に取り組むことができるようなプログラムの提供に努めております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

今、答弁されました介護予防教室につきましては、高齢者を対象として実施されていると思ひますが、現状、新型コロナウイルス感染防止対策については、どのようにされているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

各介護予防教室における新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、今、質問議員が言われましたとおり、参加対象者が高齢者であるため、できる限りの対策をさせていただいております。具体的には、体温測定や健康チェックに加え、1教室の参加者数を通常約半数程度に設定するとともに、呼気量が増える運動系の教室と飛沫の飛ぶ可能性の高い音楽に合わせて歌うような教室、さらに会場が狭く、参加者の距離を保つことが困難と思われる場合においては、1教室を2グループに分けて分散開催も取り入れております。このような形で新型コロナの感染防止に努めておるところでございます。なお、特に高齢者の方は、新型コロナウイルス感染防止のため、不必要な外出を自粛されることなどによる生活不活発、フレイル状態になることが懸念されますので、先ほども言いましたように自宅でも気軽に取り組むことができるプログラムの提供に努めております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

本市でも、さまざまな介護予防への取り組みをされてあることがわかりましたが、介護予防のために重要な要素である高齢者の社会参加についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

高齢者の方の社会参加につきましては、各自治会単位で開催されておりますいきいきサロンがございます。このいきいきサロンは地域によって異なりますが、おおむね月1回開催されておまして、主に高齢者の閉じこもりを防止し、地域の高齢者の社会参加を促す取り組みでございます。市といたしましても、いきいきサロンへの応援策といたしまして、希望により年1回ではございますが、出前講座形式による介護予防教室を実施しております。講座内容といたしましては、運動編、健口編、脳活編、栄養編、それからフレイル予防編の5つのテーマから選んでいただき、それぞれのテーマに応じた講師を派遣しております。昨年度は年間138回の開催実績がございます。またセカンドライフ応援ポイント制度を活用し、一人でも多くのフレイル予防サポーターや認知症サポーター養成講座の受講者をふやすことで、高齢者等の地域貢献活動や社会参加の拡充に努めているところでございます。現在、フレイル予防サポーターにつきましては約110名、認知症サポーターについては約1万1千名の登録者となっております。将来的にはフレイル予防サポーターや認知症サポーター等を中心とした住民主体による地域での介護予防やフレイル予防活動にも取り組んでいければというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

フレイル予防サポーターや認知症サポーターの養成に努めてあることは、高齢者の方々の社会参加を促すための選択肢をふやすという意味において、非常に効果的な取り組みだと思います。

では、地域における社会参加、社会奉仕の取り組みとえば、民生委員活動や老人クラブ活動、またシルバー人材センターへの登録などが思い浮かびますが、高齢化も進んでいる中において、現在ではそれぞれどのような活動状況となっているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

民生委員の活動状況といたしましては、民生委員・児童委員は、住民の最も身近な相談者であり支援者でもございます。また、児童または妊産婦の福祉向上のため、必要な相談・援助等を行う児童委員も兼ねてございます。民生委員・児童委員の現状としましては、令和2年9月1日現在、定員297名に対しまして、欠員が15名ございまして、在任者の平均年齢も約69歳となっていることから、現在の地域における重要な役割を果たす民生委員・児童委員の人材確保が大きな課題となっております。

老人クラブの活動状況につきましては、令和2年度でクラブ数が92クラブ、会員数3197名で、直近3年度間で考えましても、クラブ数及び会員数ともに減少傾向でございます。各地区の運動会、文化祭等の活動自体は行われている状況でございますが、参加人数は減少しているところでございます。また、シルバー人材センターの登録につきましても、令和元年度で会員数604名で、直近の3年度間で考えましても、会員数は減少傾向でございますので、シルバー人材センターの安定した運営のためには、会員数の確保に力を入れるような状況でございます。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

次に、65歳以上の約6割が難聴、いわゆる聴力が低下して音が聞こえにくい状態であると言われております。加齢だけでなく、動脈硬化や高血圧などの影響により起こるそうでございます。聴力の低下により、うまくコミュニケーションがとれなくなってしまうます。また、耳から脳への情報が少なくなることにより、脳機能が低下し、認知症や鬱になるリスクがあるとお聞きします。高齢者への社会活動への参加を促進していくための一つとして、補聴器の購入助成制度の導入についてどう考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

今後、高齢化が進展する中で、補聴器購入助成制度の導入については、他の自治体でも補聴器導入助成制度がございますが、本市としましては、現在取り組んでおります高齢者への施策などを総合的に考え、調査・研究していきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

ご検討、よろしくお願ひいたします。また、高齢者の運転免許証自主返納により、自宅へのひきこもりや社会活動への参加が疎外されるのではないかと懸念していますが、そのような方に対して、電動車椅子、また電動アシストつき自転車等の支援をすることについてどう考えているか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

年々、本市の運転免許証の自主返納の高齢者は増加している現状ではございますが、免許証を返納し、それにかわる移動手段としての電動車椅子や電動アシストつき自転車等への支援ということかと思いますが、電動車椅子につきましては、条件によっては介護保険の適用で対応することもできます。あくまでも条件を満たせばということにはなりません。一方、電動アシストつき自転車については、介護保険の適用はございません。今後の課題ということになるかと思ひます。他の自治体で電動車椅子や電動アシストつきの自転車等の補助制度を備えている自治体もございしますので、本市といたしましては、現在取り組んでおります高齢者への施策等を総合的に考え、調査・研究をしていきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

最後になります。平成12年から始まりました介護保険制度も20年を迎えようとしております。現在では定着しており、熟成されつつあると考えております。介護保険は、あくまでも保険制度である以上、理念に基づいた質の確保や公平公正かつ安定した運営が求められるのは当然ですが、私はやはり、介護保険を利用される高齢者本人にとって、優しさや安心感が得られる、そういう制度であってほしいという思ひを持っております。そのために、先ほども申しましたが2025年、2040年を見据え、人材不足が懸念される介護業界における人材確保と、介護現場で働く職員の方のよりよい環境づくりが必要であると考えております。非常に難しい課題ではあるかと思ひますが、現在取り組まれているさまざまな施策を推進していただくことはもちろんのこと、他自治体の先進的な取り組み等も参考にさせていただきながら、高齢者の方が本当に安心できる介護保険事業等の充実に向け取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明9月10日に一般質問をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時40分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	上野伸五	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	17番	福永隆一
4番	奥山亮一	18番	吉田健一
5番	土居幸則	19番	田中博文
6番	兼本芳雄	20番	鯉川信二
7番	金子加代	21番	城丸秀高
8番	川上直喜	22番	松延隆俊
9番	永末雄大	23番	瀬戸光
10番	深町善文	24番	平山悟
11番	田中武春	25番	古本俊克
12番	江口徹	26番	佐藤清和
13番	小幡俊之	27番	道祖満
14番	守光博正	28番	秀村長利

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 石松美久

議会事務局次長 許斐博史

議事総務係長 淵上憲隆

書記 安藤良

議事調査係長 岩熊一昌

書記 伊藤拓也

書記 今住武史

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯誠

都市建設部次長 中村洋一

副市長 梶原善充

企業局次長 本井淳志

教育長 武井政一

企業管理者 石田慎二

総務部長 久世賢治

行政経営部長 久原美保

都市施設整備推進室長 山本雅之

市民協働部長 久家勝行

市民環境部長 永岡秀作

経済部長 長谷川司

福祉部長 實藤和也

都市建設部長 堀江勝美

教育部長 二石記人

企業局長 原田一隆

公営競技事業所長 浅川亮一

福祉部次長 渡部淳二